県政経営会議資料
令和3年（2021年）4月12日
健康医療福祉部

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案　概要資料

1. 改正等の理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）等が改正されたため、県の関係基準条例の改正を行う。

2. 改正等の概要

（1）改正条例一覧

①滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例
②滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例
③滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例
④滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例
⑤滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例
⑥滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例
⑦滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例
⑧滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例
⑨滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例
⑩滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例

（2）改正内容

作成や保存等、書面で行うことが規定または想定されているものについて、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

3. 施行日等

・令和3年7月1日から施行。ただし、その他必要な規定の整備については、公布の日から施行。

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案要綱

1　改正の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第 55 号）による児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）等の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年滋賀県条例第６号）ほか９条例の一部を改正しようとするものです。

2　改正の概要

(1)　作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定され、または想定されているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができることとします。（第１条による改正後の別表第１から別表第５まで、第２条による改正後の別表第１および別表第２、第３条による改正後の別表第１、第４条による改正後の別表第１から別表第５まで、別表第７から別表第 14 および別表第 16、第５条による改正後の別表、第６条による改正後の別表第１から別表第７まで、第７条による改正後の別表、第８条による改正後の別表、第９条による改正後の別表ならびに第 10 条による改正後の別表関係）

(2)　交付、説明、同意その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定され、または想定されているものについては、相手方の承諾を得て、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができることとします。（第１条による改正後の別表第１から別表第５まで、第２条による改正後の別表第１および別表第２、第４条による改正後の別表第１から別表第５まで、別表第７から別表第 14 および別表第 16、第５条による改正後の別表、第６条による改正後の別表第１から別表第７まで、第７条による改正後の別表、第８条による改正後の別表ならびに第９条による改正後の別表関係）

(3)　その他

ア　この条例は、令和３年７月１日から施行することとします。ただし、イについては、公布の日から施行することとします。

イ　その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第１条関係）

旧	新
本則および付則　省略 別表第１（第５条関係） 児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準 １　指定児童発達支援の事業 (1)～(21)　省略 （新設）	本則および付則　省略 別表第１（第５条関係） 児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準 １　指定児童発達支援の事業 (1)～(21)　省略 (22)　雑則 ア　指定児童発達支援事業者およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この項において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号において同じ。）で行うことが規定され、または想定されているもの（第５号カおよびク（イ）ならびにイに規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 イ　指定児童発達支援事業者およびその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下イにおいて「交付等」という。）のうち、この項において書面で行うことが規定され、または想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。この場合において、当該交付等の相手方が障害児または通所給付決定保護者であるときは、当該

	障害児または当該通所決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。
2　共生型児童発達支援の事業	2　共生型児童発達支援の事業
(1)　前項第１号、第４号アおよびエからクまでならびに第５号から第21号までの規定は、児童発達支援に係る共生型通所支援（法第21条の５の17第１項の申請に係る法第21条の５の３第１項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。以下同じ。）（以下この項において「共生型児童発達支援」という。）の事業について準用する。	(1)　前項第１号、第４号アおよびエからクまでならびに第５号から第22号までの規定は、児童発達支援に係る共生型通所支援（法第21条の５の17第１項の申請に係る法第21条の５の３第１項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。以下同じ。）（以下この項において「共生型児童発達支援」という。）の事業について準用する。
(2)～(4)　省略	(2)～(4)　省略
3　基準該当児童発達支援の事業	3　基準該当児童発達支援の事業
(1)および(2)　省略	(1)および(2)　省略
(3)　第１項第１号、第２号本文、第５号、第６号アからウ（（ア）および（エ）を除く。）までおよびカ、第７号、第８号、第10号から第12号（ウを除く。）まで、第13号、第14号オならびに第15号から第21号（ウおよびエを除く。）までの規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同項第５号ア中「第11号ア」とあるのは「第３項第３号において準用する第11号ア」と、第16号イ（イ）中「第５号ク（ク）」とあるのは「第３項第３号において準用する第５号ク（ク）」と、同号イ（ウ）中「第７号エ（カ）」とあるのは「第３項第３号において準用する第７号エ（カ）」と、同号イ（エ）中「第19号イ」とあるのは「第３項第３号において準用する第19号イ」と、同号イ（オ）中「第20号イ」とあるのは「第３項第３号において準用する第20号イ」と、同号イ（カ）中「第21号イ」とあるのは「第３項第３号において準用する第21号イ」と読み替えるものとする。	(3)　第１項第１号、第２号本文、第５号、第６号アからウ（（ア）および（エ）を除く。）までおよびカ、第７号、第８号、第10号から第12号（ウを除く。）まで、第13号、第14号オ、第15号から第21号（ウおよびエを除く。）までならびに第22号の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同項第５号ア中「第11号ア」とあるのは「第３項第３号において準用する第11号ア」と、第16号イ（イ）中「第５号ク（ク）」とあるのは「第３項第３号において準用する第５号ク（ク）」と、同号イ（ウ）中「第７号エ（カ）」とあるのは「第３項第３号において準用する第７号エ（カ）」と、同号イ（エ）中「第19号イ」とあるのは「第３項第３号において準用する第19号イ」と、同号イ（オ）中「第20号イ」とあるのは「第３項第３号において準用する第20号イ」と、同号イ（カ）中「第21号イ」とあるのは「第３項第３号において準用する第21号イ」と、同項第22号ア中「第５号カ」とあるのは「第３項第３号において準用する第５号カ」と読み替えるものとする。
(4)～(6)　省略	(4)～(6)　省略

別表第２（第５条関係）

医療型児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

１～３　省略

４　別表第１第１項第１号、第２号本文、第５号から第10号までおよび第12号から第21号（ウを除く。）までの規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同項第１号中「訓練」とあるのは「訓練ならびに治療」と、同項第５号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第２第４項において準用する第11号ア」と、同項第６号ウ（イ）中「同じ。）」とあるのは「同じ。）および当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第２項第１号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額」と、同号ウ（ウ）中「費用（aに掲げる費用にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）」とあるのは「費用」と、同号オ中「障害児通所給付費の支給」とあるのは「障害児通所給付費または肢体不自由児通所医療費の支給」と、「障害児通所給付費の額」とあるのは「障害児通所給付費および肢体不自由児通所医療費の額」と、同項第７号および第16号イ（ア）中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第７号ウ（ア）中「第10号ア」とあるのは「別表第２第４項において準用する第10号ア」と、同号エ（ク）中「事業」とあるのは「内容」と、「利用者の保護者による評価を受けて常に」とあるのは「常に」と、「図ること。この場合において、指定児童発達支援事業者は、１年に１回以上、当該評価および改善の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない」とあるのは「図ること」と、同項第14号オ中「医療機関」とあるのは「他の専門の医療機関」と、同項第16号イ（イ）中「第５号ク（ク）」とあるのは「別表第２第４項において準用する第５号ク（ク）」と、同号イ（ウ）中「第７号エ（カ）」とあるのは「別表第２第

別表第２（第５条関係）

医療型児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

１～３　省略

４　別表第１第１項第１号、第２号本文、第５号から第10号まで、第12号から第21号（ウを除く。）までおよび第22号の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同項第１号中「訓練」とあるのは「訓練ならびに治療」と、同項第５号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第２第４項において準用する第11号ア」と、同項第６号ウ（イ）中「同じ。）」とあるのは「同じ。）および当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第２項第１号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額」と、同号ウ（ウ）中「費用（aに掲げる費用にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）」とあるのは「費用」と、同号オ中「障害児通所給付費の支給」とあるのは「障害児通所給付費または肢体不自由児通所医療費の支給」と、「障害児通所給付費の額」とあるのは「障害児通所給付費および肢体不自由児通所医療費の額」と、同項第７号および第16号イ（ア）中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第７号ウ（ア）中「第10号ア」とあるのは「別表第２第４項において準用する第10号ア」と、同号エ（ク）中「事業」とあるのは「内容」と、「利用者の保護者による評価を受けて常に」とあるのは「常に」と、「図ること。この場合において、指定児童発達支援事業者は、１年に１回以上、当該評価および改善の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない」とあるのは「図ること」と、同項第14号オ中「医療機関」とあるのは「他の専門の医療機関」と、同項第16号イ（イ）中「第５号ク（ク）」とあるのは「別表第２第４項において準用する第５号ク（ク）」と、同号イ（ウ）中「第７号エ（カ）」とあるのは「別表第２第

４項において準用する第７号エ（カ）」と、同号イ（エ）中「第19号イ」とあるのは「別表第２第４項において準用する第19号イ」と、同号イ（オ）中「第20号イ」とあるのは「別表第２第４項において準用する第20号イ」と、同号イ（カ）中「第21号イ」とあるのは「別表第２第４項において準用する第21号イ」と読み替えるものとする。

別表第３（第５条関係）

放課後等デイサービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

１　指定放課後等デイサービスの事業

(1) 省略

(2) 別表第１第１項第２号、第３号ア、第４号(ウを除く。)、第５号、第６号(ウ(ウ)aからcまでおよび(エ)を除く。)、第７号、第８号、第10号、第11号、第12号(ウを除く。)第10号から第12号(ウを除く。)まで、第13号、第14号オおよびカならびに第15号から第21号(エを除く。)までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、同項第４号イ(ア)a中「指導員または保育士」とあるのは「児童指導員、保育士または学校教育法(昭和26年法律第26号)の規定による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)もしくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、障害福祉サービスに係る業務に従事した期間が2年以上であるもの(b、dおよびfにおいて「障害福祉サービス経験者」という。)」と、同号イ(ア)b中「指導員または保育士」とあるのは「児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者」と、「以上とすること」とあるのは「以上とすること。この場合において、障害福祉サービス経験者の数は、児童指導員および保育士の数を超えてはならない」と、同号イ(ア)dおよびf中「指導

４項において準用する第７号エ（カ）」と、同号イ（エ）中「第19号イ」とあるのは「別表第２第４項において準用する第19号イ」と、同号イ（オ）中「第20号イ」とあるのは「別表第２第４項において準用する第20号イ」と、同号イ（カ）中「第21号イ」とあるのは「別表第２第４項において準用する第21号イ」と、同項第22号ア中「第５号カ」とあるのは「別表第２第４項において準用する第５号カ」と読み替えるものとする。

別表第３（第５条関係）

放課後等デイサービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

１　指定放課後等デイサービスの事業

(1) 省略

(2) 別表第１第１項第２号、第３号ア、第４号(ウを除く。)、第５号、第６号(ウ(ウ)aからcまでおよび(エ)を除く。)、第７号、第８号、第10号、第11号、第12号(ウを除く。)第10号から第12号(ウを除く。)まで、第13号、第14号オおよびカ、第15号から第21号(エを除く。)までならびに第22号の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、同項第４号イ(ア)a中「指導員または保育士」とあるのは「児童指導員、保育士または学校教育法(昭和26年法律第26号)の規定による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)もしくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、障害福祉サービスに係る業務に従事した期間が2年以上であるもの(b、dおよびfにおいて「障害福祉サービス経験者」という。)」と、同号イ(ア)b中「指導員または保育士」とあるのは「児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者」と、「以上とすること」とあるのは「以上とすること。この場合において、障害福祉サービス経験者の数は、児童指導員および保育士の数を超えてはならない」と、同号イ(ア)dおよびf中「指

員または保育士」とあるのは「児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者」と、同項第５号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第11号ア」と、同項第６号ウ(ウ)中「次のaからcまでに掲げる費用(aに掲げる費用にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)」とあるのは「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当である適当と認められるもの」と、同号ウ(オ)中「(ウ)aからcまでに掲げる」とあるのは「(ウ)に規定する」と、同項第７号および第16号イ(ア)中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第７号ウ(ア)中「第10号ア」とあるのは「別表第３第１項第２号において準用する第10号ア」と、同号エ(キ)中「内容」とあるのは「事業」と、「行うとともに」とあるのは「行うとともに、利用者の保護者による評価を受けて」と、「図ること」とあるのは「図ること。この場合において、別表第3第1項第1号に規定する指定放課後等デイサービス事業者は、１年に１回以上、当該評価および改善の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない」と、同項第16号イ(イ)中「第５号ク(ク)」とあるのは「別表第３第１項第２号において準用する第５号ク(ク)」と、同号イ(ウ)中「第７号エ(カ)」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第７号エ(カ)」と、同号イ(エ)中「第19号イ」とあるのは「別表第３第２項第２号において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「別表第３第１項第２号において準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号イ」とあるのは「別表第３第１項第２号において準用する第21号イ」と読み替えるものとする。

２　別表第１第１項第４号アおよびエからクまで、第５号、第６号（ウ（ウ）aからcまでおよび（エ）を除く。）、第７号、第８号、第10号、第11号、第1

導員または保育士」とあるのは「児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者」と、同項第５号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第11号ア」と、同項第６号ウ(ウ)中「次のaからcまでに掲げる費用(aに掲げる費用にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)」とあるのは「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当である適当と認められるもの」と、同号ウ(オ)中「(ウ)aからcまでに掲げる」とあるのは「(ウ)に規定する」と、同項第７号および第16号イ(ア)中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第７号ウ(ア)中「第10号ア」とあるのは「別表第３第１項第２号において準用する第10号ア」と、同号エ(キ)中「内容」とあるのは「事業」と、「行うとともに」とあるのは「行うとともに、利用者の保護者による評価を受けて」と、「図ること」とあるのは「図ること。この場合において、別表第3第1項第1号に規定する指定放課後等デイサービス事業者は、１年に１回以上、当該評価および改善の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない」と、同項第16号イ(イ)中「第５号ク(ク)」とあるのは「別表第３第１項第２号において準用する第５号ク(ク)」と、同号イ(ウ)中「第７号エ(カ)」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第７号エ(カ)」と、同号イ(エ)中「第19号イ」とあるのは「別表第３第２項第２号において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「別表第３第１項第２号において準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号イ」とあるのは「別表第３第１項第２号において準用する第21号イ」と、同項第22号ア中「第５号カ」とあるのは「別表第３第１項第２号において準用する第５号カ」と読み替えるものとする。

２　別表第１第１項第４号アおよびエからクまで、第５号、第６号（ウ（ウ）aからcまでおよび（エ）を除く。）、第７号、第８号、第10号、第11号、第1

2号（ウを除く。）、第13号、第14号オおよびカならびに第15号から第21号（エを除く。）まで、同表第２項（第１号を除く。）ならびに前項第１号の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、別表第１第１項第５号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第３第２項において準用する第11号ア」と、同項第６号ウ（ウ）中「次のaからcまでに掲げる費用（aに掲げる費用にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）」とあるのは「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの」と、同号ウ（オ）中「（ウ）aからcまでに掲げる」とあるのは「（ウ）に規定する」と、同項第７号および第16号イ（ア）中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第７号ウ（ア）中「第10号ア」とあるのは「別表第３第２項において準用する第10号ア」と、同項第16号イ（イ）中「第５号ク（ク）」とあるのは「別表第３第２項において準用する第５号ク（ク）」と、同号イ（ウ）中「第７号エ（カ）」とあるのは「別表第３第２項において準用する第７号エ（カ）」と、同号イ（エ）中「第19号イ」とあるのは「別表第３第２項において準用する第19号イ」と、同号イ（オ）中「第20号イ」とあるのは「別表第３第２項において準用する第20号イ」と、同号イ（カ）中「第21号イ」とあるのは「別表第３第２項において準用する第21号イ」と読み替えるものとする。

３　別表第１第１項第２号本文、第４号アおよびオからクまで、第５号、第６号ア、イ、ウ（（ア）、（ウ）aからcまでおよび（エ）を除く。）およびカ、第７号、第８号、第10号、第11号、第12号（ウを除く。）、第13号、第14号オならびに第15号から第21号（エを除く。）まで、同表第３項（第２号エおよび第３号を除く。）ならびに第１項第１号の規定は、放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援の事業について準用する。この場合において、同

2号（ウを除く。）、第13号、第14号オおよびカ、第15号から第21号（エを除く。）までならびに第22号、同表第２項（第１号を除く。）ならびに前項第１号の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、別表第１第１項第５号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第３第２項において準用する第11号ア」と、同項第６号ウ（ウ）中「次のaからcまでに掲げる費用（aに掲げる費用にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）」とあるのは「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの」と、同号ウ（オ）中「（ウ）aからcまでに掲げる」とあるのは「（ウ）に規定する」と、同項第７号および第16号イ（ア）中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第７号ウ（ア）中「第10号ア」とあるのは「別表第３第２項において準用する第10号ア」と、同項第16号イ（イ）中「第５号ク（ク）」とあるのは「別表第３第２項において準用する第５号ク（ク）」と、同号イ（ウ）中「第７号エ（カ）」とあるのは「別表第３第２項において準用する第７号エ（カ）」と、同号イ（エ）中「第19号イ」とあるのは「別表第３第２項において準用する第19号イ」と、同号イ（オ）中「第20号イ」とあるのは「別表第３第２項において準用する第20号イ」と、同号イ（カ）中「第21号イ」とあるのは「別表第３第２項において準用する第21号イ」と、同項第22号ア中「第５号カ」とあるのは「別表第３第２項において準用する第５号カ」と読み替えるものとする。

３　別表第１第１項第２号本文、第４号アおよびオからクまで、第５号、第６号ア、イ、ウ（（ア）、（ウ）aからcまでおよび（エ）を除く。）およびカ、第７号、第８号、第10号、第11号、第12号（ウを除く。）、第13号、第14号オ、第15号から第21号（エを除く。）までならびに第22号、同表第３項（第２号エおよび第３号を除く。）ならびに第１項第１号の規定は、放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援の事業について準用する。この場合にお

表第１項第５号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第３第３項において準用する第11号ア」と、同項第６号ウ（ウ）中「次のaからcまで掲げる費用（aに掲げる費用にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）」とあるのは「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの」と、同号ウ（オ）中「（ウ）aからcまでに掲げる」とあるのは「（ウ）に規定する」と、同項第７号および第16号イ（ア）中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第７号ウ（ア）中「第10号ア」とあるのは「別表第３第３項において準用する第10号ア」と、同項第16号イ（イ）中「第５号ク（ク）」とあるのは「別表第３第３項において準用する第５号ク（ク）」と、同号イ（ウ）中「第７号エ（カ）」とあるのは「別表第３第３項において準用する第７号エ（カ）」と、同号イ（エ）中「第19号イ」とあるのは「別表第３第３項において準用する第19号イ」と、同号イ（オ）中「第20号イ」とあるのは「別表第３第３項において準用する第20号イ」と、同号イ（カ）中「第21号イ」とあるのは「別表第３第３項において準用する第21号イ」と読み替えるものとする。

別表第４（第５条関係）

居宅訪問型児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

１～６　省略

７　別表第１第１項第５号（ウを除く。）、第７号、第８号、第10号、第12号（ウを除く。）、第13号、第14号オおよびカならびに第15号の２から第21号（エを除く。）までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同項第５号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第４第６項第１号」と、同項第７号および第16号イ（ア）中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同項第７号ウ（ア）

いて、同表第１項第５号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第３第３項において準用する第11号ア」と、同項第６号ウ（ウ）中「次のaからcまで掲げる費用（aに掲げる費用にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）」とあるのは「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの」と、同号ウ（オ）中「（ウ）aからcまでに掲げる」とあるのは「（ウ）に規定する」と、同項第７号および第16号イ（ア）中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第７号ウ（ア）中「第10号ア」とあるのは「別表第３第３項において準用する第10号ア」と、同項第16号イ（イ）中「第５号ク（ク）」とあるのは「別表第３第３項において準用する第５号ク（ク）」と、同号イ（ウ）中「第７号エ（カ）」とあるのは「別表第３第３項において準用する第７号エ（カ）」と、同号イ（エ）中「第19号イ」とあるのは「別表第３第３項において準用する第19号イ」と、同号イ（オ）中「第20号イ」とあるのは「別表第３第３項において準用する第20号イ」と、同号イ（カ）中「第21号イ」とあるのは「別表第３第３項において準用する第21号イ」と、同項第22号ア中「第５号カ」とあるのは「別表第３第３項において準用する第５号カ」と読み替えるものとする。

別表第４（第５条関係）

居宅訪問型児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

１～６　省略

７　別表第１第１項第５号（ウを除く。）、第７号、第８号、第10号、第12号（ウを除く。）、第13号、第14号オおよびカ、第15号の２から第21号（エを除く。）までならびに第22号の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同項第５号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第４第６項第１号」と、同項第７号および第16号イ（ア）中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同項第７

中「第10号ア」とあるのは「別表第４第７項において準用する第10号ア」と、同号エ（ク）中「事業」とあるのは「内容」と、「利用者の保護者による評価を受けて常に」とあるのは「常に」と、「図ること。この場合において、指定児童発達支援事業者は、１年に１回以上、当該評価および改善の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない」とあるのは「図ること」と、同項第16号イ（イ）中「第５号ク（ク）」とあるのは「別表第４第７項において準用する第５号ク（ク）」と、同号イ（ウ）中「第７号エ（カ）」とあるのは「別表第４第７項において準用する第７号エ（カ）」と、同号イ（エ）中「第19号イ」とあるのは「別表第４第７項において準用する第19号イ」と、同号イ（オ）中「第20号イ」とあるのは「別表第４第７項において準用する第20号イ」と、同号イ（カ）中「第21号イ」とあるのは「別表第４第７項において準用する第21号イ」と読み替えるものとする。

別表第５（第５条関係）

保育所等訪問支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

１～２　省略

３　別表第１第１項第５号（ウを除く。）、第６号エからカまで、第７号、第８号、第10号、第11号ウからオまで、第12号（ウを除く。）、第13号、第14号オおよびカ、第15号の２から第20号までならびに第21号アおよびイ、別表第２第３項第３号および第４号ならびに別表第４第２項、第４項、第５項第１号ならびに第６項第１号および第２号の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、別表第１第１項第５号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第５第３項において準用する別表第４第６項第１号」と、同項第７号および第16号イ（ア）中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同項第７号ウ（ア）中「第10号ア」とあるのは「別

号ウ（ア）中「第10号ア」とあるのは「別表第４第７項において準用する第10号ア」と、同号エ（ク）中「事業」とあるのは「内容」と、「利用者の保護者による評価を受けて常に」とあるのは「常に」と、「図ること。この場合において、指定児童発達支援事業者は、１年に１回以上、当該評価および改善の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない」とあるのは「図ること」と、同項第16号イ（イ）中「第５号ク（ク）」とあるのは「別表第４第７項において準用する第５号ク（ク）」と、同号イ（ウ）中「第７号エ（カ）」とあるのは「別表第４第７項において準用する第７号エ（カ）」と、同号イ（エ）中「第19号イ」とあるのは「別表第４第７項において準用する第19号イ」と、同号イ（オ）中「第20号イ」とあるのは「別表第４第７項において準用する第20号イ」と、同号イ（カ）中「第21号イ」とあるのは「別表第４第７項において準用する第21号イ」と、同項第22号ア中「第５号カ」とあるのは「別表第４第７項において準用する第５号カ」と読み替えるものとする。

別表第５（第５条関係）

保育所等訪問支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

１～２　省略

３　別表第１第１項第５号（ウを除く。）、第６号エからカまで、第７号、第８号、第10号、第11号ウからオまで、第12号（ウを除く。）、第13号、第14号オおよびカ、第15号の２から第20号まで、第21号アおよびイならびに第22号、別表第２第３項第３号および第４号ならびに別表第４第２項、第４項、第５項第１号ならびに第６項第１号および第２号の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、別表第１第１項第５号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第５第３項において準用する別表第４第６項第１号」と、同項第７号および第16号イ（ア）中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同項第７号ウ（ア）中「第10号ア」

表第５第３項において準用する第10号ア」と、同号エ（ク）中「事業」とあるのは「内容」と、「利用者の保護者による評価を受けて常に」とあるのは「常に」と、「図ること。この場合において、指定児童発達支援事業者は、１年に１回以上、当該評価および改善の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない」とあるのは「図ること」と、同項第16号イ（イ）中「第５号ク（ク）」とあるのは「別表第５第３項において準用する第５号ク（ク）」と、同号イ（ウ）中「第７号エ（カ）」とあるのは「別表第５第３項において準用する第７号エ（カ）」と、同号イ（エ）中「第19号イ」とあるのは「別表第５第３項において準用する第20号イ」と、同号イ（オ）中「第20号イ」とあるのは「別表第５第３項において準用する第20号イ」と、同号イ（カ）中「第21号イ」とあるのは「別表第５第３項において準用する第21号イ」と読み替えるものとする。

別表第６（第５条関係）

多機能型に関する特例

１および２　省略

３　従業者の数に関する特例

(1)　多機能型事業所（第５条第１項各号に掲げる事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する別表第１第１項第４号イ（別表第３第１項第２号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）およびウ、別表第２第２項第１号および第４号、別表第４第３項第１号ならびに別表第５第２項第１号の規定の適用については、別表第１第１項第４号イおよびウ中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、別表第２第２項第１号および第４号中「指定医療型児童発達支援事業所」と

とあるのは「別表第５第３項において準用する第10号ア」と、同号エ（ク）中「事業」とあるのは「内容」と、「利用者の保護者による評価を受けて常に」とあるのは「常に」と、「図ること。この場合において、指定児童発達支援事業者は、１年に１回以上、当該評価および改善の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない」とあるのは「図ること」と、同項第16号イ（イ）中「第５号ク（ク）」とあるのは「別表第５第３項において準用する第５号ク（ク）」と、同号イ（ウ）中「第７号エ（カ）」とあるのは「別表第５第３項において準用する第７号エ（カ）」と、同号イ（エ）中「第19号イ」とあるのは「別表第５第３項において準用する第20号イ」と、同号イ（オ）中「第20号イ」とあるのは「別表第５第３項において準用する第20号イ」と、同号イ（カ）中「第21号イ」とあるのは「別表第５第３項において準用する第21号イ」と、同項第22号ア中「第１項第５号カ」とあるのは「別表第５第３項において準用する第１項第５号カ」と読み替えるものとする。

別表第６（第５条関係）

多機能型に関する特例

１および２　省略

３　従業者の数に関する特例

(1)　多機能型事業所（第５条第１項各号に掲げる事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する別表第１第１項第４号イ（別表第３第１項第２号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）およびウ、別表第２第２項第１号および第４号、別表第４第３項第１号ならびに別表第５第２項第１号の規定の適用については、別表第１第１項第４号イおよびウ中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、別表第２第２項第１号および第４号中「指定医療型児童発達支援事業所」

あるのは「多機能型事業所」と、別表第４第３項第１号中「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、別表第５第２項第１号中「指定保育所等訪問支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」とする。 (2)　省略	とあるのは「多機能型事業所」と、別表第４第３項第１号中「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、別表第５第２項第１号中「指定保育所等訪問支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」とする。 (2)　省略

滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第２条関係）

旧	新
本則および付則　省略 別表第１（第５条関係） 指定福祉型障害児入所施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準 １～20　省略	本則および付則　省略 別表第１（第５条関係） 指定福祉型障害児入所施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準 １～20　省略 21　雑則 (1)　設置者およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この表において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。）で行うことが規定され、または想定されているもの（第３項第７号および第10号イならびに次号に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られている記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 (2)　設置者およびその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下この号において「交付等」という。）のうち、この表において書面で行うことが規定され、または想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。この場合において、当該交付等の相手方が障害児または入所給付決定保護者であるときは、当該障害児または当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な

	配慮をしなければならない。
別表第２（第５条関係） 指定医療型障害児入所施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準 １～３　省略 ４　別表第１第３項、第４項（第３号ウ（ア）を除く。）から第９項（第３号および第７号を除く。）までおよび第10項から第20項（第３号および第４号を除く。）までの規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、同表第３項第１号中「第９項第１号」とあるのは「別表第２第４項において準用する第９項第１号」と、同表第４項第３号イ中「の支払」とあるのは「および当該障害児入所支援のうち障害児入所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額の支払」と、同号ウ中「（ア）から（ウ）まで」とあるのは「（イ）および（ウ）」と、同号ウ（ウ）中「（ア）および（イ）」とあるのは「（イ）」と、同号オ中「ウ（ア）から（ウ）まで」とあるのは「ウ（イ）および（ウ）」と、同項第５号中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費または障害児入所医療費」と、同表第５項第３号イ中「第８項第１号」とあるのは「別表第２第４項において準用する第８項第１号」と、同表第12項第５号中「医療機関」とあるのは「他の専門の医療機関」と、同表第15項第２号イ中「第３項第10号エ」とあるのは「別表第２第４項において準用する第３項第10号エ」と、同号ウ中「第５項第４号カ」とあるのは「別表第２第４項において準用する第５項第４号カ」と、同号エ中「第18項第２号」とあるのは「別表第２第４項において準用する第18項第２号」と、同号オ中「第19項第２号」とあるのは「別表第２第４項において準用する第19項第２号」と、同号カ中「第20項第２号」とあるのは「別表第２第４項において読み替えて準用する第20項第２号」と、同表第20項第２号中「障害児入所給付費」とあるのは「障	別表第２（第５条関係） 指定医療型障害児入所施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準 １～３　省略 ４　別表第１第３項、第４項（第３号ウ（ア）を除く。）から第９項（第３号および第７号を除く。）まで、第10項から第20項（第３号および第４号を除く。）までおよび第21項の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、同表第３項第１号中「第９項第１号」とあるのは「別表第２第４項において準用する第９項第１号」と、同表第４項第３号イ中「の支払」とあるのは「および当該障害児入所支援のうち障害児入所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額の支払」と、同号ウ中「（ア）から（ウ）まで」とあるのは「（イ）および（ウ）」と、同号ウ（ウ）中「（ア）および（イ）」とあるのは「（イ）」と、同号オ中「ウ（ア）から（ウ）まで」とあるのは「ウ（イ）および（ウ）」と、同項第５号中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費または障害児入所医療費」と、同表第５項第３号イ中「第８項第１号」とあるのは「別表第２第４項において準用する第８項第１号」と、同表第12項第５号中「医療機関」とあるのは「他の専門の医療機関」と、同表第15項第２号イ中「第３項第10号エ」とあるのは「別表第２第４項において準用する第３項第10号エ」と、同号ウ中「第５項第４号カ」とあるのは「別表第２第４項において準用する第５項第４号カ」と、同号エ中「第18項第２号」とあるのは「別表第２第４項において準用する第18項第２号」と、同号オ中「第19項第２号」とあるのは「別表第２第４項において準用する第19項第２号」と、同号カ中「第20項第２号」とあるのは「別表第２第４項において読み替えて準用する第20項第２号」と、同表第20項第２号中「障害児入所給付費」とあるのは

害児入所給付費および障害児入所医療費」と読み替えるものとする。	「障害児入所給付費および障害児入所医療費」と、同表第21項第１号中「第３項第７号」とあるのは「別表第２第４項において準用する第３項第７号」と読み替えるものとする。

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第３条関係）

旧	新
本則および付則　省略 別表第１（第６条関係） １～15　省略 （新設）	本則および付則　省略 別表第１（第６条関係） １～15　省略 16　設置者およびその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。）で行うことが規定され、または想定されているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
別表第２～９　省略 別表第10（第６条関係） （一部改正〔平成30年条例24号〕） 福祉型児童発達支援センターの設備および運営に関する基準 １　省略 ２　職員 (1)　福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターおよび主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。） (2)　主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター	別表第２～９　省略 別表第10（第６条関係） （一部改正〔平成30年条例24号〕） 福祉型児童発達支援センターの設備および運営に関する基準 １　省略 ２　職員 (1)　福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターおよび主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。） (2)　主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター

ア　主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの設置者は、前号アおよびイに規定する職員および言語聴覚士を置くこと。ただし、通わせる児童の数が40人以下である福祉型児童発達支援センターにあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する福祉型児童発達支援センターにあっては調理員を、それぞれ置かないことができる。 イ～エ　省略 (3)　省略 ３～５　省略 別表第11および12　省略	ア　主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの設置者は、前号アおよびイに規定する職員および言語聴覚士を置くこと。この場合においては、同号アただし書およびイただし書の規定を準用する。 イ～エ　省略 (3)　省略 ３～５　省略 別表第11および12　省略

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第４条関係）

旧	新
本則　省略 付則　省略 別表第１（第４条関係） 　居宅介護、重度訪問介護、同行援護および行動援護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準 １　指定居宅介護の事業 （16）　省略 （新設）	本則　省略 付則　省略 別表第１（第４条関係） 　居宅介護、重度訪問介護、同行援護および行動援護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準 １　指定居宅介護の事業 （16）　省略 （17）　雑則 ア　指定居宅介護事業者およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この項において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号において同じ。）で行うことが規定され、または想定されているもの（第４号オおよびキ（イ）ならびにイに規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行

	うことができる。 イ　指定居宅介護事業者およびその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下イにおいて「交付等」という。）のうち、この項において書面で行うことが規定され、または想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。この場合において、当該交付等の相手方が利用者であるときは、当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。
2　重度訪問介護の事業 (1)　省略 (2)　前号に定めるもののほか、指定重度訪問介護の事業については、前項（第１号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項第４号ア中「第７号ア」とあるのは「次項第２号において準用する第７号ア」と、同項第６号エ（ア）中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。	2　重度訪問介護の事業 (1)　省略 (2)　前号に定めるもののほか、指定重度訪問介護の事業については、前項（第１号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項第４号ア中「第７号ア」とあるのは「次項第２号において準用する第７号ア」と、同項第６号エ（ア）中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と、同項第17号ア中「第４号オ」とあるのは「次項第２号において準用する第４号オ」と読み替えるものとする。
3　同行援護の事業 (1)　省略 (2)　前号に定めるもののほか、指定同行援護の事業については、第１	3　同行援護の事業 (1)　省略 (2)　前号に定めるもののほか、指定同行援護の事業については、第１

項（第１号および第６号エ（ア）を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項第４号ア中「第７号ア」とあるのは、「第３項第２号において準用する第７号ア」と読み替えるものとする。	項（第１号および第６号エ（ア）を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項第４号ア中「第７号ア」とあるのは、「第３項第２号において準用する第７号ア」と、同項第17号ア中「第４号オ」とあるのは「第３項第２号において準用する第４号オ」と読み替えるものとする。
４　行動援護の事業	４　行動援護の事業
(1)　省略	(1)　省略
(2)　前号に定めるもののほか、指定行動援護の事業については、第１項（第１号および第６号エ（ア）を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項第４号ア中「第７号ア」とあるのは、「第４項第２号において準用する第７号ア」と読み替えるものとする	(2)　前号に定めるもののほか、指定行動援護の事業については、第１項（第１号および第６号エ（ア）を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項第４号ア中「第７号ア」とあるのは、「第４項第２号において準用する第７号ア」と、同項第17号ア中「第４号オ」とあるのは「第４項第２号において準用する第４号オ」と読み替えるものとする。読み替えるものとする
５　共生型居宅介護および共生型重度訪問介護の事業	５　共生型居宅介護および共生型重度訪問介護の事業
(1)　共生型居宅介護の事業	(1)　共生型居宅介護の事業
アおよびイ　省略	アおよびイ　省略
ウ　第１項（第２号および第３号を除く。）の規定は、共生型居宅介護の事業について準用する。この場合において、同項第４号ア中「第７号ア」とあるのは、「第５項第１号ウにおいて準用する第７号ア」と読み替えるものとする。	ウ　第１項（第２号および第３号を除く。）の規定は、共生型居宅介護の事業について準用する。この場合において、同項第４号ア中「第７号ア」とあるのは、「第５項第１号ウにおいて準用する第７号ア」と、同項第17号ア中「第４号オ」とあるのは「第５項第１号ウにおいて準用する第４号オ」と読み替えるものとする。
(2)　共生型重度訪問介護の事業	(2)　共生型重度訪問介護の事業

アおよびイ　省略

ウ　第１項（第１号から第３号までを除く。）および第２項第１号の規定は、共生型重度訪問介護の事業について準用する。この場合において、第１項第４号ア中「第７号ア」とあるのは「第５項第２号ウにおいて準用する第７号ア」と、同項第６号エ（ア）中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

６　基準該当居宅介護、基準該当重度訪問介護、基準該当同行援護および基準該当行動援護の事業

(1)　基準該当居宅介護の事業

ア～ウ　省略

エ　第１項（第２号、第３号、第４号キ（ク）、第５号ウ（ア）、エおよびオならびに第６号エ（ア）および（キ）から（ケ）までを除く。）の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、同項第４号ア中「第７号ア」とあるのは、「第６項第１号エにおいて準用する第７号ア」と読み替えるものとする。

(2)　第１項（第１号から第３号まで、第４号キ（ク）、第５号ウ（ア）、エおよびオならびに第６号エ（ア）および（キ）から（ケ）までを除

アおよびイ　省略

ウ　第１項（第１号から第３号までを除く。）および第２項第１号の規定は、共生型重度訪問介護の事業について準用する。この場合において、第１項第４号ア中「第７号ア」とあるのは「第５項第２号ウにおいて準用する第７号ア」と、同項第６号エ（ア）中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と、同項第17号ア中「第４号オ」とあるのは「第５項第２号ウにおいて準用する第４号オ」と読み替えるものとする。

６　基準該当居宅介護、基準該当重度訪問介護、基準該当同行援護および基準該当行動援護の事業

(1)　基準該当居宅介護の事業

ア～ウ　省略

エ　第１項（第２号、第３号、第４号キ（ク）、第５号ウ（ア）、エおよびオならびに第６号エ（ア）および（キ）から（ケ）までを除く。）の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、同項第４号ア中「第７号ア」とあるのは、「第６項第１号エにおいて準用する第７号ア」と、同項第17号ア中「第４号オ」とあるのは「第６項第１号エにおいて準用する第４号オ」と読み替えるものとする。

(2)　第１項（第１号から第３号まで、第４号キ（ク）、第５号ウ（ア）、エおよびオならびに第６号エ（ア）および（キ）から（ケ）までを除

く。）、第２項第１号、第３項第１号および第４項第１号ならびに前号アからウまでの規定は、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業、同行援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業および行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第１項第４号ア中「第７号ア」とあるのは、「第６項第２号において準用する第７号ア」と読み替えるものとする。	く。）、第２項第１号、第３項第１号および第４項第１号ならびに前号アからウまでの規定は、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業、同行援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業および行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第１項第４号ア中「第７号ア」とあるのは、「第６項第２号において準用する第７号ア」と、同項第17号ア中「第４号オ」とあるのは「第６項第２号において準用する第４号オ」と読み替えるものとする。
別表第２（第４条関係）	別表第２（第４条関係）
療養介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準	療養介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準
１～12　省略	１～12　省略
13　別表第１第１項第７号（イ（エ）、ウおよびキを除く。）、第８号、第10号および第12号から第15号までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、同項第７号イ中「事項を」とあるのは、「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と読み替えるものとする。	13　別表第１第１項第７号（イ（エ）、ウおよびキを除く。）、第８号、第10号、第12号から第15号までおよび第17号までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、同項第７号イ中「事項を」とあるのは、「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同項第17号ア中「第４号オおよびキ（イ）ならびにイ」とあるのは「別表第２第４項第２号ア、同項第３号において準用する第４号オおよび同表第13項において準用するイ」と読み替えるものとする。
別表第３（第４条関係）	別表第３（第４条関係）
生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準	生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準
１　指定生活介護の事業	１　指定生活介護の事業

(1)～(8)　省略

(9)　別表第１第１項第４号（キ（キ）および（ク）を除く。）、第５号（ウを除く。）、第６号エ（キ）から（ケ）まで、第７号、第８号、第10号および第12号から第15号までならびに別表第２第４項第１号、第５項第１号、第６項（第５号を除く。）、第８項第１号、第10項、第11項および第12項第１号の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、別表第１第１項第４号ア中「第７号ア」とあるのは「別表第３第１項第９号において準用する第７号ア」と、同項第５号イ中「ウ（ア）から（ウ）まで」とあるのは「別表第３第１項第９号において準用する別表第２第５項第１号アからウまで」と、同項第７号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第２第５項第１号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに食事の提供に要する費用および創作的活動に係る材料費」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第６項第１号、第２号および第４号ならびに第11項第２号ア中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同号イ中「第４項第３号」とあるのは「別表第３第１項第９号」と、同号ウ中「第６項第５号」とあるのは「別表第３第１項第９号」と、同号エ中「次項第１号」とあるのは「別表第３第１項第９号において準用する次項第１号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第３第１項第９号」と読み替えるものとする。

(1)～(8)　省略

(9)　別表第１第１項第４号（キ（キ）および（ク）を除く。）、第５号（ウを除く。）、第６号エ（キ）から（ケ）まで、第７号、第８号、第10号、第12号から第15号までおよび第17号までならびに別表第２第４項第１号、第５項第１号、第６項（第５号を除く。）、第８項第１号、第10項、第11項および第12項第１号の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、別表第１第１項第４号ア中「第７号ア」とあるのは「別表第３第１項第９号において準用する第７号ア」と、同項第５号イ中「ウ（ア）から（ウ）まで」とあるのは「別表第３第１項第９号において準用する別表第２第５項第１号アからウまで」と、同項第７号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同項第17号ア中「第４号オ」とあるのは「別表第３第１項第９号において準用する第４号オ」と、別表第２第５項第１号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに食事の提供に要する費用および創作的活動に係る材料費」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第６項第１号、第２号および第４号ならびに第11項第２号ア中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同号イ中「第４項第３号」とあるのは「別表第３第１項第９号」と、同号ウ中「第６項第５号」とあるのは「別表第３第１項第９号」と、同号エ中「次項第１号」とあるのは「別表第３第１項第９号において準用する次項第１号」と、同号オおよびカ中

２　共生型生活介護の事業

(1)　別表第１第１項第３号カからケまで、第４号（キ（キ）および（ク）を除く。）、第５号（ウを除く。）、第６号エ（キ）から（ケ）まで、第７号、第８号、第10号および第12号から第16号（イを除く。）まで、別表第２第３項第１号（同号に規定する管理者に係る部分に限る。）および第７号、第４項第１号、第５項第１号、第６項（第５号を除く。）、第８項第１号、第９項（第４号を除く。）、第10項、第11項ならびに第12項第１号ならびに前項（第２号、第３号、第７号ウおよび第９号を除く。）の規定は、生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下この項において「共生型生活介護」という。）の事業について準用する。この場合において、別表第１第１項第４号ア中「第７号ア」とあるのは「別表第３第２項第１号において準用する第７号ア」と、同項第５号イ中「ウ（ア）から（ウ）まで」とあるのは「別表第３第２項第１号において準用する別表第２第５項第１号アからウまで」と、同項第７号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第２第５項第１号中「支給決定障害者」とあるのは「支給決定障害者等」と、同号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに食事の提供に要する費用および創作的活動に係る材料費」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用について「第13項」とあるのは「別表第３第１項第９号」と読み替えるものとする。

２　共生型生活介護の事業

(1)　別表第１第１項第３号カからケまで、第４号（キ（キ）および（ク）を除く。）、第５号（ウを除く。）、第６号エ（キ）から（ケ）まで、第７号、第８号、第10号、第12号から第16号（イを除く。）までおよび第17号、別表第２第３項第１号（同号に規定する管理者に係る部分に限る。）および第７号、第４項第１号、第５項第１号、第６項（第５号を除く。）、第８項第１号、第９項（第４号を除く。）、第10項、第11項ならびに第12項第１号ならびに前項（第２号、第３号、第７号ウおよび第９号を除く。）の規定は、生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下この項において「共生型生活介護」という。）の事業について準用する。この場合において、別表第１第１項第４号ア中「第７号ア」とあるのは「別表第３第２項第１号において準用する第７号ア」と、同項第５号イ中「ウ（ア）から（ウ）まで」とあるのは「別表第３第２項第１号において準用する別表第２第５項第１号アからウまで」と、同項第７号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同項第17号ア中「第４号オ」とあるのは「別表第３第２項第１号において準用する第４号オ」と、別表第２第５項第１号中「支給決定障害者」とあるのは「支給決定障害者等」と、同号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに食事の提供に要する費用および創作的活動に

は、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第６項第１号、第２号および第４号ならびに第11項第２号ア中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同表第９項第３号中「他の専門の医療機関」とあるのは「医療機関」と、同表第11項第２号イ中「第４項第３号」とあるのは「別表第３第２項第１号」と、同号ウ中「第６項第５号」とあるのは「別表第３第２項第１号」と、同号エ中「次項第１号」とあるのは「別表第３第２項第１号において準用する次項第１号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第３第２項第１号」と読み替えるものとする。

(2)～(4)　省略

３　基準該当生活介護の事業

(1)および(2)　省略

(3)　前２号に定めるもののほか、基準該当生活介護の事業については、別表第２第５項第１号（アを除く。）の規定を準用する。この場合において、同号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに食事の提供に要する費用および創作的活動に係る材料費」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と読み替えるものとする。

別表第４（第４条関係）

係る材料費」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第６項第１号、第２号および第４号ならびに第11項第２号ア中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同表第９項第３号中「他の専門の医療機関」とあるのは「医療機関」と、同表第11項第２号イ中「第４項第３号」とあるのは「別表第３第２項第１号」と、同号ウ中「第６項第５号」とあるのは「別表第３第２項第１号」と、同号エ中「次項第１号」とあるのは「別表第３第２項第１号において準用する次項第１号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第３第２項第１号」と読み替えるものとする。

(2)～(4)　省略

３　基準該当生活介護の事業

(1)および(2)　省略

(3)　前２号に定めるもののほか、基準該当生活介護の事業については、別表第１第１項第17号イおよび別表第２第５項第１号（アを除く。）の規定を準用する。この場合において、同号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに食事の提供に要する費用および創作的活動に係る材料費」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と読み替えるものとする。

別表第４（第４条関係）

短期入所の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1　指定短期入所の事業

(1)～(6)　省略

(7)　別表第１第１項第４号（キ（イ）から（オ）まで、（キ）および（ク）を除く。）、第５号（ウを除く。）、第６号エ（キ）から（ケ）まで、第７号（イ（エ）を除く。）、第８号、第９号エおよび第10号から第16号まで、別表第２第５項第１号、第６項第４号イ、第８項第１号、第９項（第３号および第４号を除く。）ならびに第10項ならびに別表第３第１項第７号（ウを除く。）および第８号アの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、別表第１第１項第４号ア中「第７号ア」とあるのは「別表第４第１項第７号において準用する第７号ア」と、同項第５号イ中「ウ（ア）から（ウ）まで」とあるのは「別表第４第１項第７号において準用する別表第２第５項第１号アからウまで」と、同項第７号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第２第５項第１号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに食事の提供に要する費用および光熱水費」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用および光熱水費については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、別表第３第１項第８号ア中「第34条の９第１項第11号」とあるのは「第34条の11第１項第12号」と読み替えるものとする。

短期入所の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1　指定短期入所の事業

(1)～(6)　省略

(7)　別表第１第１項第４号（キ（イ）から（オ）まで、（キ）および（ク）を除く。）、第５号（ウを除く。）、第６号エ（キ）から（ケ）まで、第７号（イ（エ）を除く。）、第８号、第９号エおよび第10号から第17号まで、別表第２第５項第１号、第６項第４号イ、第８項第１号、第９項（第３号および第４号を除く。）ならびに第10項ならびに別表第３第１項第７号（ウを除く。）および第８号アの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、別表第１第１項第４号ア中「第７号ア」とあるのは「別表第４第１項第７号において準用する第７号ア」と、同項第５号イ中「ウ（ア）から（ウ）まで」とあるのは「別表第４第１項第７号において準用する別表第２第５項第１号アからウまで」と、同項第７号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同項第17号ア中「第４号オおよびキ（イ）ならびにイ」とあるのは「別表第４第１項第４号エならびに同項第７号において準用する第４号オおよびイ」と、別表第２第５項第１号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに食事の提供に要する費用および光熱水費」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用および光熱水費については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、別表第３第１項第８号ア

２　共生型短期入所の事業

(1)　別表第１第１項第３号オからケまで、第４号（キ（イ）から（オ）まで、（キ）および（ク）を除く。）、第５号（ウを除く。）、第６号エ（キ）から（ケ）まで、第７号（イ（エ）を除く。）、第８号、第９号エおよび第10号から第16号まで、別表第２第３項第１号（同号に規定する管理者に係る部分に限る。）、第５項第１号、第６項第４号イ、第８項第１号、第９項（第３号および第４号を除く。）ならびに第10項、別表第３第１項第７号（ウを除く。）ならびに第８号アならびに前項（第２号、第３号および第７号を除く。）の規定は、短期入所に係る共生型障害福祉サービス（以下この項において「共生型短期入所」という。）の事業について準用する。この場合において、別表第１第１項第４号ア中「第７号ア」とあるのは「別表第４第２項第１号において準用する第７号ア」と、同項第５号イ中「ウ（ア）から（ウ）まで」とあるのは「別表第４第２項第１号において準用する別表第２第５項第１号アからウまで」と、同項第７号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第２第５項第１号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに食事の提供に要する費用および光熱水費」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用および光熱水費については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、別表第３第１項第８号ア中「第34条中「第34条の９第１項第11号」とあるのは「第34条の11第１項第12号」と読み替えるものとする。

２　共生型短期入所の事業

(1)　別表第１第１項第３号オからケまで、第４号（キ（イ）から（オ）まで、（キ）および（ク）を除く。）、第５号（ウを除く。）、第６号エ（キ）から（ケ）まで、第７号（イ（エ）を除く。）、第８号、第９号エおよび第10号から第17号まで、別表第２第３項第１号（同号に規定する管理者に係る部分に限る。）、第５項第１号、第６項第４号イ、第８項第１号、第９項（第３号および第４号を除く。）ならびに第10項、別表第３第１項第７号（ウを除く。）ならびに第８号アならびに前項（第２号、第３号および第７号を除く。）の規定は、短期入所に係る共生型障害福祉サービス（以下この項において「共生型短期入所」という。）の事業について準用する。この場合において、別表第１第１項第４号ア中「第７号ア」とあるのは「別表第４第２項第１号において準用する第７号ア」と、同項第５号イ中「ウ（ア）から（ウ）まで」とあるのは「別表第４第２項第１号において準用する別表第２第５項第１号アからウまで」と、同項第７号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同項第17号ア中「第４号オおよびキ（イ）ならびにイ」とあるのは「別表第４第２項第１号において準用する別表第１第１項第４号オおよびイならびに別表第４第１項第４号エ」と、別表第２第５項第１号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに食事の提供に要する費用および光熱水費」と、「で

の９第１項第11号」とあるのは「第34条の11第１項第12号」と読み替えるものとする。

(2)および(3)　省略

３　基準該当短期入所の事業

(1)　省略

(2)　前号に定めるもののほか、基準該当短期入所の事業については、別表第２第５項第１号（アを除く。）の規定を準用する。この場合において、同号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに食事の提供に要する費用および光熱水費」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用および光熱水費については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と読み替えるものとする。

別表第５（第４条関係）

重度障害者等包括支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

１～６　省略

７　別表第１第１項第２号、第４号（キ（ク）を除く。）、第５号（エを除く。）、第６号エ（キ）から（ケ）までおよび第７号（イ（イ）を除く。）から第16号までの規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、別表第１第１項第４号ア中

きる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用および光熱水費については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、別表第３第１項第８号ア中「第34条の９第１項第11号」とあるのは「第34条の11第１項第12号」と読み替えるものとする。

(2)および(3)　省略

３　基準該当短期入所の事業

(1)　省略

(2)　前号に定めるもののほか、基準該当短期入所の事業については、別表第１第１項第17号イおよび別表第２第５項第１号（アを除く。）の規定を準用する。この場合において、同号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに食事の提供に要する費用および光熱水費」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用および光熱水費については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と読み替えるものとする。

別表第５（第４条関係）

重度障害者等包括支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

１～６　省略

７　別表第１第１項第２号、第４号（キ（ク）を除く。）、第５号（エを除く。）、第６号エ（キ）から（ケ）までおよび第７号（イ（イ）を除く。）から第17号までの規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、別表第１第１項第４号ア中

「第７号ア」とあるのは「別表第５第７項において準用する第７号ア」と、同号キ（コ）中「その都度、当該」とあるのは「当該」と、同項第７号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに事業の主たる対象とする利用者および指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数を」と、同号イ（エ）中「指定居宅介護を提供する日および時間ならびに通常」とあるのは「通常」と読み替えるものとする。

別表第６　削除

別表第７（第４条関係）

自立訓練（機能訓練）の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

１　指定自立訓練（機能訓練）の事業

(1)～(4)　省略

(5)　別表第１第１項第４号（キ（ク）を除く。）、第５号（ウを除く。）、第６号エ（キ）から（ケ）まで、第７号、第８号、第９号エ、第10号および第12号から第16号（イを除く。）まで、別表第２第４項第１号、第５項第１号、第６項（第５号を除く。）、第８項第１号、第９項（第３号および第４号を除く。）、第10項、第11項および第12項第１号ならびに別表第３第１項第２号、第５号ウおよびエ、第６号、第７号（ウを除く。）ならびに第８号アの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、別表第１第１項第４号ア

「第７号ア」とあるのは「別表第５第７項において準用する第７号ア」と、同号キ（コ）中「その都度、当該」とあるのは「当該」と、同項第７号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに事業の主たる対象とする利用者および指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数を」と、同号イ（エ）中「指定居宅介護を提供する日および時間ならびに通常」とあるのは「通常」と、同項第17号ア中「第４号オ」とあるのは「別表第５第７項において準用する第４号オ」と読み替えるものとする。

別表第６　削除

別表第７（第４条関係）

自立訓練（機能訓練）の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

１　指定自立訓練（機能訓練）の事業

(1)～(4)　省略

(5)　別表第１第１項第４号（キ（ク）を除く。）、第５号（ウを除く。）、第６号エ（キ）から（ケ）まで、第７号、第８号、第９号エ、第10号、第12号から第16号（イを除く。）までおよび第17号、別表第２第４項第１号、第５項第１号、第６項（第５号を除く。）、第８項第１号、第９項（第３号および第４号を除く。）、第10項、第11項および第12項第１号ならびに別表第３第１項第２号、第５号ウおよびエ、第６号、第７号（ウを除く。）ならびに第８号アの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、別表第１

中「第７号ア」とあるのは「別表第７第１項第５号において準用する第７号ア」と、同項第５号イ中「ウ（ア）から（ウ）まで」とあるのは「別表第７第１項第５号において準用する別表第２第５項第１号アからウまで」と、同項第７号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第２第５項第１号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第６項第１号、第２号および第４号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第２号コ中「６月」とあるのは「３月」と、同表第11項第２号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同号イ中「第４項第３号」とあるのは「別表第７第１項第５号」と、同号ウ中「第６項第５号」とあるのは「別表第７第１項第５号」と、同号エ中「次項第１号」とあるのは「別表第７第１項第５号において準用する次項第１号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第７第１項第５号」と、別表第３第１項第８号ア中「第34条の９第１項第11号」とあるのは「第34条の14第１項第11号」と読み替えるものとする。

２　共生型自立訓練（機能訓練）の事業

(1)　別表第１第１項第３号カからケまで、第４号（キ（ク）を除く。）、第５号（ウを除く。）、第６号エ（キ）から（ケ）まで、第７号、第

第１項第４号ア中「第７号ア」とあるのは「別表第７第１項第５号において準用する第７号ア」と、同項第５号イ中「ウ（ア）から（ウ）まで」とあるのは「別表第７第１項第５号において準用する別表第２第５項第１号アからウまで」と、同項第７号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同項第17号ア中「第４号オ」とあるのは「別表第７第１項第５号において準用する第４号オ」と、別表第２第５項第１号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第６項第１号、第２号および第４号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第２号コ中「６月」とあるのは「３月」と、同表第11項第２号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同号イ中「第４項第３号」とあるのは「別表第７第１項第５号」と、同号ウ中「第６項第５号」とあるのは「別表第７第１項第５号」と、同号エ中「次項第１号」とあるのは「別表第７第１項第５号において準用する次項第１号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第７第１項第５号」と、別表第３第１項第８号ア中「第34条の９第１項第11号」とあるのは「第34条の14第１項第11号」と読み替えるものとする。

２　共生型自立訓練（機能訓練）の事業

(1)　別表第１第１項第３号カからケまで、第４号（キ（ク）を除く。）、第５号（ウを除く。）、第６号エ（キ）から（ケ）まで、第７号、第

８号、第９号エ、第10号および第12号から第16号（イを除く。）まで、別表第２第３項第１号（同号に規定する管理者に係る部分に限る。）、第４項第１号、第５項第１号、第６項（第５号を除く。）、第８項第１号、第９項（第３号および第４号を除く。）、第10項、第11項および第12項第１号、別表第３第１項第２号、第３号ク、第５号ウおよびエ、第６号、第７号（ウを除く。）ならびに第８号アならびに前項（第２号および第５号を除く。）の規定は、自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下この項において「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業について準用する。この場合において、別表第１第１項第４号ア中「第７号ア」とあるのは「別表第７第２項第１号において準用する第７号ア」と、同項第５号イ中「ウ（ア）から（ウ）まで」とあるのは「別表第７第２項第１号において準用する別表第２第５項第１号アからウまで」と、同項第７号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第２第５項第１号中「支給決定障害者」とあるのは「支給決定障害者等」と、同号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第６項第１号、第２号および第４号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第２号コ中「６月」とあるのは「３月」と、同表第11項第２号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同号イ中「第４項第３号」とあるのは「別

８号、第９号エ、第10号、第12号から第16号（イを除く。）までおよび第17号、別表第２第３項第１号（同号に規定する管理者に係る部分に限る。）、第４項第１号、第５項第１号、第６項（第５号を除く。）、第８項第１号、第９項（第３号および第４号を除く。）、第10項、第11項および第12項第１号、別表第３第１項第２号、第３号ク、第５号ウおよびエ、第６号、第７号（ウを除く。）ならびに第８号アならびに前項（第２号および第５号を除く。）の規定は、自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下この項において「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業について準用する。この場合において、別表第１第１項第４号ア中「第７号ア」とあるのは「別表第７第２項第１号において準用する第７号ア」と、同項第５号イ中「ウ（ア）から（ウ）まで」とあるのは「別表第７第２項第１号において準用する別表第２第５項第１号アからウまで」と、同項第７号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同項第17号ア中「第４号オ」とあるのは「別表第７第２項第１号において準用する第４号オ」と、別表第２第５項第１号中「支給決定障害者」とあるのは「支給決定障害者等」と、同号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第６項第１号、第２号および第４号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第２号コ中「６月」とあるのは「３月」と、同表第11項

表第７第２項第１号」と、同号ウ中「第６項第５号」とあるのは「別表第７第２項第１号」と、同号エ中「次項第１号」とあるのは「別表第７第２項第１号において準用する次項第１号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第７第２項第１号」と、別表第３第１項第８号ア中「第34条の９第１項第11号」とあるのは「第34条の14第１項第11号」と読み替えるものとする。

(2)および(3)　省略

３　基準該当自立訓練（機能訓練）の事業

(1)および(2)　省略

(3)　前２号に定めるもののほか、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業については、別表第２第５項第１号（アを除く。）の規定を準用する。この場合において、同号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と読み替えるものとする。

別表第８（第４条関係）

自立訓練（生活訓練）の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

１　指定自立訓練（生活訓練）の事業

第２号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同号イ中「第４項第３号」とあるのは「別表第７第２項第１号」と、同号ウ中「第６項第５号」とあるのは「別表第７第２項第１号」と、同号エ中「次項第１号」とあるのは「別表第７第２項第１号において準用する次項第１号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第７第２項第１号」と、別表第３第１項第８号ア中「第34条の９第１項第11号」とあるのは「第34条の14第１項第11号」と読み替えるものとする。

(2)および(3)　省略

３　基準該当自立訓練（機能訓練）の事業

(1)および(2)　省略

(3)　前２号に定めるもののほか、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業については、別表第１第１項第17号イおよび別表第２第５項第１号（アを除く。）の規定を準用する。この場合において、同号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と読み替えるものとする。

別表第８（第４条関係）

自立訓練（生活訓練）の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

１　指定自立訓練（生活訓練）の事業

(1)～(4)　省略

(5)　別表第１第１項第４号（キ（ク）および（コ）を除く。）、第6号エ（キ）から（ケ）まで、第７号、第８号、第９号エ、第10号および第12号から第16号（アに限る。）まで、別表第２第４項第１号、第６項（第５号を除く。）、第８項第１号、第９項（第３号および第４号を除く。）、第10項、第11項および第12項第１号、別表第３第１項第５号ウおよびエ、第６号、第７号（ウを除く。）ならびに第８号アならびに別表第７第１項第３号および第４号の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、別表第１第１項第４号ア中「第７号ア」とあるのは「別表第８第１項第５号において準用する第７号ア」と、同項第７号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第２第６項第１号、第２号および第４号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第２号コ中「６月」とあるのは「３月」と、同表第11項第２号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同号イ中「第４項第３号」とあるのは「別表第８第１項第５号」と、同号ウ中「第６項第５号」とあるのは「別表第８第１項第５号」と、同号エ中「次項第１号」とあるのは「別表第８第１項第５号において準用する次項第１号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第８第１項第５号」と、別表第３第１項第８号ア中「第34条の９第１項第11号」とあるのは「第34条の15第１項第11号」と読み替えるものとする。

(1)～(4)　省略

(5)　別表第１第１項第４号（キ（ク）および（コ）を除く。）、第6号エ（キ）から（ケ）まで、第７号、第８号、第９号エ、第10号、第12号から第16号（アに限る。）までおよび第17号、別表第２第４項第１号、第６項（第５号を除く。）、第８項第１号、第９項（第３号および第４号を除く。）、第10項、第11項および第12項第１号、別表第３第１項第５号ウおよびエ、第６号、第７号（ウを除く。）ならびに第８号アならびに別表第７第１項第３号および第４号の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、別表第１第１項第４号ア中「第７号ア」とあるのは「別表第８第１項第５号において準用する第７号ア」と、同項第７号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同項第17号ア中「第４号オ」とあるのは「別表第８第１項第５号において準用する第４号オ」と、別表第２第６項第１号、第２号および第４号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第２号コ中「６月」とあるのは「３月」と、同表第11項第２号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同号イ中「第４項第３号」とあるのは「別表第８第１項第５号」と、同号ウ中「第６項第５号　」とあるのは「別表第８第１項第５号」と、同号エ中「次項第１号」とあるのは「別表第８第１項第５号において準用する次項第１号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第８第１項第５号」と、別表第３第１項第８号ア中「第34条の９第１項第11号」とあるのは「第34条

２　共生型自立訓練（生活訓練）の事業

(1)　別表第１第１項第３号カからケまで、第４号（キ（ク）および（コ）を除く。）、第６号エ（キ）から（ケ）まで、第７号、第８号、第９号エ、第10号および第12号から第16号（アに限る。）まで、別表第２第３項第１号（同号に規定する管理者に係る部分に限る。）、第４項第１号、第６項（第５号を除く。）、第８項第１号、第９項（第３号および第４号を除く。）、第10項、第11項および第12項第１号、別表第３第１項第３号ク、第５号ウおよびエ、第６号、第７号（ウを除く。）ならびに第８号ア、別表第７第１項第３号および第４号ならびに前項（第２号、第３号および第５号を除く。）の規定は、自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下この項において「共生型自立訓練（生活訓練）」という。）の事業について準用する。この場合において、別表第１第１項第４号ア中「第７号ア」とあるのは「別表第８第２項第１号において準用する第７号ア」と、同項第７号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第２第６項第１号、第２号および第４号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第２号コ中「６月」とあるのは「３月」と、同表第11項第２号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同号イ中「第４項第３号」とあるのは「別表第８第２項第１号」と、同号ウ中「第６項第５号　」とあるのは「別表第８第２項第１号」と、同号エ中「次の15第１項第11号」と読み替えるものとする。

２　共生型自立訓練（生活訓練）の事業

(1)　別表第１第１項第３号カからケまで、第４号（キ（ク）および（コ）を除く。）、第６号エ（キ）から（ケ）まで、第７号、第８号、第９号エ、第10号、第12号から第16号（アに限る。）までおよび第17号、別表第２第３項第１号（同号に規定する管理者に係る部分に限る。）、第４項第１号、第６項（第５号を除く。）、第８項第１号、第９項（第３号および第４号を除く。）、第10項、第11項および第12項第１号、別表第３第１項第３号ク、第５号ウおよびエ、第６号、第７号（ウを除く。）ならびに第８号ア、別表第７第１項第３号および第４号ならびに前項（第２号、第３号および第５号を除く。）の規定は、自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下この項において「共生型自立訓練（生活訓練）」という。）の事業について準用する。この場合において、別表第１第１項第４号ア中「第７号ア」とあるのは「別表第８第２項第１号において準用する第７号ア」と、同項第７号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同項第17号ア中「第４号オ」とあるのは「別表第８第２項第１号において準用する第４号オ」と、別表第２第６項第１号、第２号および第４号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第２号コ中「６月」とあるのは「３月」と、同表第11項第２号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同号イ中「第４項第３号」とあるのは「別表第８第２項第１号」と、同号ウ中「第６

項第１号」とあるのは「別表第８第２項第１号において準用する次項第１号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第８第２項第１号」と、別表第３第１項第８号ア中「第34条の９第１項第11号」とあるのは「第34条の15第１項第11号」と読み替えるものとする。

(2)および(3)　省略

３　基準該当自立訓練（生活訓練）の事業

(1)および(2)　省略

(3)　前２号に定めるもののほか、基準該当自立訓練（生活訓練）の事業については、別表第２第５項第１号（アを除く。）の規定を準用する。この場合において、同号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と読み替えるものとする。

別表第９（第４条関係）

就労移行支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

１～５　省略

６　別表第１第１項第４号（キ（キ）および（ク）を除く。）、第５号（ウおよびエを除く。）、第６号エ（キ）から（ケ）まで、第７号、第８号、第９号エ、第10号、第12号から第15号までおよび第16号ア、別表第２第４項第１号、第５項第１号、第６項（第５号を除く。）、第８項第１号、

項第５号　」とあるのは「別表第８第２項第１号」と、同号エ中「次項第１号」とあるのは「別表第８第２項第１号において準用する次項第１号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第８第２項第１号」と、別表第３第１項第８号ア中「第34条の９第１項第11号」とあるのは「第34条の15第１項第11号」と読み替えるものとする。

(2)および(3)　省略

３　基準該当自立訓練（生活訓練）の事業

(1)および(2)　省略

(3)　前２号に定めるもののほか、基準該当自立訓練（生活訓練）の事業については、別表第１第１項第17号イおよび別表第２第５項第１号（アを除く。）の規定を準用する。この場合において、同号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と読み替えるものとする。

別表第９（第４条関係）

就労移行支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

１～５　省略

６　別表第１第１項第４号（キ（キ）および（ク）を除く。）、第５号（ウおよびエを除く。）、第６号エ（キ）から（ケ）まで、第７号、第８号、第９号エ、第10号、第12号から第15号まで、第16号アおよび第17号、別表第２第４項第１号、第５項第１号、第６項（第５号を除く。）、第８

第９項（第３号および第４号を除く。）、第10項、第11項ならびに第12項第１号、別表第３第１項第５号（ウおよびエを除く。）から第７号（ウを除く。）までおよび第８号ア、別表第７第１項第３号ならびに別表第８第１項第４号エおよびオの規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、別表第１第１項第４号ア中「第７号ア」とあるのは「別表第９第６項において準用する第７号ア」と、同項第５号イ中「ウ（ア）から（ウ）まで」とあるのは「別表第９第６項において準用する別表第２第５項第１号アからウまで」と、同項第７号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第２第５項第１号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第６項第１号、第２号および第４号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第２号コ中「６月」とあるのは「３月」と、同表第11項第２号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同号イ中「第４項第３号」とあるのは「別表第９第６項」と、同号ウ中「第６項第５号　」とあるのは「別表第９第６項」と、同号エ中「次項第１号」とあるのは「別表第９第６項において準用する次項第１号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第９第６項」と、別表第３第１項第８号ア中「第34条の９第１項第11号」とあるのは「第34条の16第１項第11号」と、別表第８第１項第４号エおよびオ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣」とあるのは

項第１号、第９項（第３号および第４号を除く。）、第10項、第11項ならびに第12項第１号、別表第３第１項第５号（ウおよびエを除く。）から第７号（ウを除く。）までおよび第８号ア、別表第７第１項第３号ならびに別表第８第１項第４号エおよびオの規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、別表第１第１項第４号ア中「第７号ア」とあるのは「別表第９第６項において準用する第７号ア」と、同項第５号イ中「ウ（ア）から（ウ）まで」とあるのは「別表第９第６項において準用する別表第２第５項第１号アからウまで」と、同項第７号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同項第17号ア中「第４号オ」とあるのは「別表第９第６項において準用する第４号オ」と、別表第２第５項第１号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第６項第１号、第２号および第４号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第２号コ中「６月」とあるのは「３月」と、同表第11項第２号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同号イ中「第４項第３号」とあるのは「別表第９第６項」と、同号ウ中「第６項第５号　」とあるのは「別表第９第６項」と、同号エ中「次項第１号」とあるのは「別表第９第６項において準用する次項第１号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第９第６項」と、別表第３第１項第８号ア中「第34条の９第１項第11号」とあるのは「第34条の16第１項第11号」と、別

「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

別表第10（第４条関係）

就労継続支援Ａ型の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

１～７　省略

８　別表第１第１項第４号（キ（キ）および（ク）を除く。）、第５号（ウを除く。）、第６号エ（キ）から（ケ）まで、第７号、第８号、第９号エ、第10号および第12号から第16号（アに限る。）まで、別表第２第４項第１号、第５項第１号、第６項（第５号を除く。）、第８項第１号、第９項（第３号および第４号を除く。）、第10項、第11項および第12項第１号、別表第３第１項第２号、第６号、第７号（ウを除く。）および第８号ア、別表第７第１項第３号ならびに別表第９第４項および第５項（第５号を除く。）の規定は、指定就労継続支援Ａ型の事業について準用する。この場合において、別表第１第１項第４号ア中「第７号ア」とあるのは「別表第10第８項において準用する第７号ア」と、同項第５号イ中「ウ（ア）から（ウ）まで」とあるのは「別表第10第８項において準用する別表第２第５項第１号アからウまで」と、同項第７号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項、非常災害対策ならびに利用者の賃金および工賃ならびに労働時間および作業時間を」と、別表第２第５項第１号ウ中「掲げる費用」

表第８第１項第４号エおよびオ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

別表第10（第４条関係）

就労継続支援Ａ型の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

１～７　省略

８　別表第１第１項第４号（キ（キ）および（ク）を除く。）、第５号（ウを除く。）、第６号エ（キ）から（ケ）まで、第７号、第８号、第９号エ、第10号、第12号から第16号（アに限る。）までおよび第17号、別表第２第４項第１号、第５項第１号、第６項（第５号を除く。）、第８項第１号、第９項（第３号および第４号を除く。）、第10項、第11項および第12項第１号、別表第３第１項第２号、第６号、第７号（ウを除く。）および第８号ア、別表第７第１項第３号ならびに別表第９第４項および第５項（第５号を除く。）の規定は、指定就労継続支援Ａ型の事業について準用する。この場合において、別表第１第１項第４号ア中「第７号ア」とあるのは「別表第10第８項において準用する第７号ア」と、同項第５号イ中「ウ（ア）から（ウ）まで」とあるのは「別表第10第８項において準用する別表第２第５項第１号アからウまで」と、同項第７号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項、非常災害対策ならびに利用者の賃金および工賃ならびに労働時間および作業時間を」と、同項第17号ア中「第４号オ」

とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第６項第１号、第２号および第４号ならびに第11項第２号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と、同号イ中「第４項第３号」とあるのは「別表第10第８項」と、同号ウ中「第６項第５号　」とあるのは「別表第10第８項」と、同号エ中「次項第１号」とあるのは「別表第10第８項において準用する次項第１号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第10第８項」と、別表第３第１項第２号アただし書中「相談室および多目的室にあっては、利用者」とあるのは「利用者」と、「これらを」とあるのは「訓練・作業室にあってはこれを設けず、相談室および多目的室にあってはこれらを」と、同項第８号ア中「第34条の９第１項第11号」とあるのは「第34条の17第１項第11号」と、別表第９第４項第１号中「、第６項」とあるのは「、別表第10第８項」と、「就労移行支援計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と読み替えるものとする。

別表第11（第４条関係）

就労継続支援Ｂ型の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

１　指定就労継続支援Ｂ型の事業

(1)および(2)　省略

とあるのは「別表第10第８項において準用する第４号オ」と、別表第２第５項第１号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第６項第１号、第２号および第４号ならびに第11項第２号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と、同号イ中「第４項第３号」とあるのは「別表第10第８項」と、同号ウ中「第６項第５号」とあるのは「別表第10第８項」と、同号エ中「次項第１号」とあるのは「別表第10第８項において準用する次項第１号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第10第８項」と、別表第３第１項第２号アただし書中「相談室および多目的室にあっては、利用者」とあるのは「利用者」と、「これらを」とあるのは「訓練・作業室にあってはこれを設けず、相談室および多目的室にあってはこれらを」と、同項第８号ア中「第34条の９第１項第11号」とあるのは「第34条の17第１項第11号」と、別表第９第４項第１号中「、第６項」とあるのは「、別表第10第８項」と、「就労移行支援計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と読み替えるものとする。

別表第11（第４条関係）

就労継続支援Ｂ型の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

１　指定就労継続支援Ｂ型の事業

(1)および(2)　省略

(3)　別表第１第１項第３号カからケまで、第４号（キ（キ）および（ク）を除く。）、第５号（ウを除く。）、第６号エ（キ）から（ケ）まで、第７号から第９号（エに限る。）まで、第10号および第12号から第16号（アに限る。）まで、別表第２第３項第５号から第７号までおよび第９号、第４項第１号、第５項第１号、第６項（第５号を除く。）、第８項第１号、第９項（第３号および第４号を除く。）から第11項までならびに第12項第１号、別表第３第１項第２号、第３号ク、第５号ア、第６号、第７号（ウを除く。）および第８号ア、別表第７第１項第２号カおよび第３号、別表第９第３項第３号および第５号、第４項ならびに第５項（第５号を除く。）ならびに別表第10第３項（第３号を除く。）の規定は、指定就労継続支援Ｂ型の事業について準用する。この場合において、別表第１第１項第４号ア中「第７号ア」とあるのは「別表第11第１項第３号において準用する第７号ア」と、同項第５号イ中「ウ（ア）から（ウ）まで」とあるのは「別表第11第１項第３号において準用する別表第２第５項第１号アからウまで」と、同項第７号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第２第３項第６号中「前３号」とあるのは「別表第11第１項第３号において準用する前号および別表第10第３項第２号」と、同項第９号中「生活支援員およびサービス管理責任者」とあるのは「サービス管理責任者」と、同表第５項第１号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労

(3)　別表第１第１項第３号カからケまで、第４号（キ（キ）および（ク）を除く。）、第５号（ウを除く。）、第６号エ（キ）から（ケ）まで、第７号から第９号（エに限る。）まで、第10号、第12号から第16号（アに限る。）までおよび第17号、別表第２第３項第５号から第７号までおよび第９号、第４項第１号、第５項第１号、第６項（第５号を除く。）、第８項第１号、第９項（第３号および第４号を除く。）から第11項までならびに第12項第１号、別表第３第１項第２号、第３号ク、第５号ア、第６号、第７号（ウを除く。）および第８号ア、別表第７第１項第２号カおよび第３号、別表第９第３項第３号および第５号、第４項ならびに第５項（第５号を除く。）ならびに別表第10第３項（第３号を除く。）の規定は、指定就労継続支援Ｂ型の事業について準用する。この場合において、別表第１第１項第４号ア中「第７号ア」とあるのは「別表第11第１項第３号において準用する第７号ア」と、同項第５号イ中「ウ（ア）から（ウ）まで」とあるのは「別表第11第１項第３号において準用する別表第２第５項第１号アからウまで」と、同項第７号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同項第17号ア中「第４号オ」とあるのは「別表第11第１項第３号において準用する第４号オ」と、別表第２第３項第６号中「前３号」とあるのは「別表第11第１項第３号において準用する前号および別表第10第３項第２号」と、同項第９号中「生活支援員およびサービス管理責任者」とあるのは「サービス管理責任者」と、同表第５項第１号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に

働大臣の定めるところによる」と、同表第６項第１号、第２号および第４号ならびに第11項第２号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、同号イ中「第４項第３号」とあるのは「別表第11第１項第３号」と、同号ウ中「第６項第５号」とあるのは「別表第11第１項第３号」と、同号エ中「次項第１号」とあるのは「別表第11第１項第３号において準用する次項第１号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第11第１項第３号」と、別表第３第１項第２号アただし書中「相談室および多目的室にあっては、利用者」とあるのは「利用者」と、「これらを」とあるのは「訓練・作業室にあってはこれを設けず、相談室および多目的室にあってはこれらを」と、同項第８号ア中「第34条の９第１項第11号」とあるのは「第34条の18第１項第11号」と、別表第９第４項第１号中「第６項」とあるのは「別表第11第１項第３号」と、「就労移行支援計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と読み替えるものとする。

２　基準該当就労継続支援Ｂ型の事業

(1)　省略

(2)　前号に定めるもののほか、基準該当就労継続支援Ｂ型の事業については、別表第１第１項第３号キからケまで、第４号（エならびにキ（キ）および（ク）を除く。）、第５号（ア、イおよびカに限る。）、第６号エ（キ）から（ケ）まで、第７号から第９号（エに限る。）ま

要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第６項第１号、第２号および第４号ならびに第11項第２号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、同号イ中「第４項第３号」とあるのは「別表第11第１項第３号」と、同号ウ中「第６項第５号」とあるのは「別表第11第１項第３号」と、同号エ中「次項第１号」とあるのは「別表第11第１項第３号において準用する次項第１号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第11第１項第３号」と、別表第３第１項第２号アただし書中「相談室および多目的室にあっては、利用者」とあるのは「利用者」と、「これらを」とあるのは「訓練・作業室にあってはこれを設けず、相談室および多目的室にあってはこれらを」と、同項第８号ア中「第34条の９第１項第11号」とあるのは「第34条の18第１項第11号」と、別表第９第４項第１号中「第６項」とあるのは「別表第11第１項第３号」と、「就労移行支援計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と読み替えるものとする。

２　基準該当就労継続支援Ｂ型の事業

(1)　省略

(2)　前号に定めるもののほか、基準該当就労継続支援Ｂ型の事業については、別表第１第１項第３号キからケまで　、第４号（エならびにキ（キ）および（ク）を除く。）、第５号（ア、イおよびカに限る。）、第６号エ（キ）から（ケ）まで、第７号から第９号（エに限る。）ま

で、第10号ならびに第12号から第16号（アに限る。）まで、別表第２第３項第７号、第５項第１号（アを除く。）、第６項（第５号を除く。）、第８項第１号、第９項（第３号および第４号を除く。）および第10項から第12項（第２号を除く。）まで、別表第３第１項第５号アおよび第７号（ウを除く。）、別表第７第１項第３号、別表第９第４項および第５項（第５号を除く。）ならびに前項第１号の規定を準用する。この場合において、別表第１第１項第４号ア中「第７号ア」とあるのは「別表第11第２項第２号において準用する第７号ア」と、同項第５号イ中「ウ（ア）から（ウ）まで」とあるのは「別表第11第２項第２号において準用する別表第２第５項第１号アからウまで」と、同項第７号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号イ（エ）中「時間ならびに通常の事業の実施地域」とあるのは「時間」と、別表第２第５項第１号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第６項第１号、第２号および第４号ならびに第11項第２号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、同号イ中「第４項第３号」とあるのは「別表第11第２項第２号」と、同号ウ中「第６項第５号　」とあるのは「別表第11第２項第２号」と、同号エ中「次項第１号」とあるのは「別表第11第２項第２号において準用する次項第１号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第11第２項第２号」と、別表第９第４項第１号中「第

で、第10号、第12号から第16号（アに限る。）までならびに第17号、別表第２第３項第７号、第５項第１号（アを除く。）、第６項（第５号を除く。）、第８項第１号、第９項（第３号および第４号を除く。）および第10項から第12項（第２号を除く。）まで、別表第３第１項第５号アおよび第７号（ウを除く。）、別表第７第１項第３号、別表第９第４項および第５項（第５号を除く。）ならびに前項第１号の規定を準用する。この場合において、別表第１第１項第４号ア中「第７号ア」とあるのは「別表第11第２項第２号において準用する第７号ア」と、同項第５号イ中「ウ（ア）から（ウ）まで」とあるのは「別表第11第２項第２号において準用する別表第２第５項第１号アからウまで」と、同項第７号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号イ（エ）中「時間ならびに通常の事業の実施地域」とあるのは「時間」と、同項第17号ア中「第４号オ」とあるのは「別表第11第２項第２号において準用する第４号オ」と、別表第２第５項第１号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第６項第１号、第２号および第４号ならびに第11項第２号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、同号イ中「第４項第３号」とあるのは「別表第11第２項第２号」と、同号ウ中「第６項第５号　」とあるのは「別表第11第２項第２号」と、同号エ中「次項第１号」とあるのは「別表第11第２項第２号において準用す

６項」とあるのは「別表第11第２項第２号」と、「就労移行支援計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と読み替えるものとする。

別表第12（第４条関係）

就労定着支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

１～８　省略

９　別表第１第１項第４号（キ（ク）を除く。）、第５号、第６号（エ（イ）に限る。）、第８号、第９号（エを除く。）、第10号および第12号から第16号までならびに別表第２第８項第１号の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、別表第１第１項第４号ア中「第７号ア」とあるのは「別表第12第７項第１号」と、同項第５号中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と読み替えるものとする。

別表第13（第４条関係）

自立生活援助の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

１～４　省略

５　別表第１第１項第４号（キ（ク）を除く。）、第５号、第７号（アおよびイを除く。）、第８号、第９号（エを除く。）、第10号および第12号から第16号まで、別表第２第６項第１号、第２号および第４号（イを除く。）ならびに第８項第１号ならびに別表第12第３項、第５

る次項第１号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第11第２項第２号」と、別表第９第４項第１号中「第６項」とあるのは「別表第11第２項第２号」と、「就労移行支援計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と読み替えるものとする。

別表第12（第４条関係）

就労定着支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

１～８　省略

９　別表第１第１項第４号（キ（ク）を除く。）、第５号、第６号（エ（イ）に限る。）、第８号、第９号（エを除く。）、第10号および第12号から第17号までならびに別表第２第８項第１号の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、別表第１第１項第４号ア中「第７号ア」とあるのは「別表第12第７項第１号」と、同項第５号中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同項第17号ア中「第４号オ」とあるのは「別表第12第９項において準用する第４号オ」と読み替えるものとする。

別表第13（第４条関係）

自立生活援助の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

１～４　省略

５　別表第１第１項第４号（キ（ク）を除く。）、第５号、第７号（アおよびイを除く。）、第８号、第９号（エを除く。）、第10号および第12号から第17号まで、別表第２第６項第１号、第２号および第４号（イを除く。）ならびに第８項第１号ならびに別表第12第３項、第５

項第１号、第７項（第３号を除く。）および第８項の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、別表第１第１項第４号ア中「第７号ア」とあるのは「別表第13第５項において準用する別表第12第７項第１号」と、同項第７号エ中「運営規程」とあるのは「別表第13第５項において準用する別表第12第７項第１号に規定する運営規程」と、別表第２第６項第１号、第２号および第４号中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同項第２号コ中「６月」とあるのは「３月」と、別表第12第５項第１号中「次号」とあるのは「別表第13第５項」と、同表第８項第２号ア中「第５項第２号」とあるのは「別表第13第５項」と、「就労定着支援計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同号イからオまでの規定中「次項」とあるのは「別表第13第５項」と読み替えるものとする。

別表第14（第４条関係）

共同生活援助の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

１　指定共同生活援助の事業

(1)～(9)　省略

(10)　別表第１第１項第４号（エならびにキ（イ）から（オ）まで、（キ）および（ク）を除く。）、第７号（イ（エ）を除く。）、第８号、第９号エ、第10号および第12号から第15号まで、別表第２第９項第１号および第２号ならびに第10項から第12項（第

項第１号、第７項（第３号を除く。）および第８項の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、別表第１第１項第４号ア中「第７号ア」とあるのは「別表第13第５項において準用する別表第12第７項第１号」と、同項第７号エ中「運営規程」とあるのは「別表第13第５項において準用する別表第12第７項第１号に規定する運営規程」と、同項第17号ア中「第４号オ」とあるのは「別表第13第５項において準用する第４号オ」と、別表第２第６項第１号、第２号および第４号中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同項第２号コ中「６月」とあるのは「３月」と、別表第12第５項第１号中「次号」とあるのは「別表第13第５項」と、同表第８項第２号ア中「第５項第２号」とあるのは「別表第13第５項」と、「就労定着支援計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同号イからオまでの規定中「次項」とあるのは「別表第13第５項」と読み替えるものとする。

別表第14（第４条関係）

共同生活援助の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

１　指定共同生活援助の事業

(1)～(9)　省略

(10)　別表第１第１項第４号（エならびにキ（イ）から（オ）まで、（キ）および（ク）を除く。）、第７号（イ（エ）を除く。）、第８号、第９号エ、第10号、第12号から第15号までおよび第17号、別表第２第９項第１号および第２号ならびに第10項から第12項（第１

１号に限る。）までならびに別表第３第１項第７号イの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、別表第１第１項第４号ア中「第７号ア」とあるのは「別表第14第１項第10号において準用する第７号ア」と、同号キ（コ）中「その都度、当該」とあるのは「当該」と、同項第７号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに入居定員、入居に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号イ（オ）中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、別表第２第11項第２号ア中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同号イ中「第４項第３号」とあるのは「別表第12第１項第10号」と、同号ウ中「第６項第５号　」とあるのは「別表第12第１項第６号」と、同号エ中「次項第１号」とあるのは「別表第12第１項第10号において準用する次項第１号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第12第１項第10号」と、同表第12項第１号イ中「もしくは特例介護給付費または療養介護医療費」とあるのは「または特例介護給付費」と読み替えるものとする。

２　日中サービス支援型指定共同生活援助の事業

(1)～(7)　省略

(8)　別表第１第１項第４号（エならびにキ（イ）から（オ）まで、

号に限る。）までならびに別表第３第１項第７号イの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、別表第１第１項第４号ア中「第７号ア」とあるのは「別表第14第１項第10号において準用する第７号ア」と、同号キ（コ）中「その都度、当該」とあるのは「当該」と、同項第７号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに入居定員、入居に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号イ（オ）中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同項第17号ア中「第４号オおよびキ（イ）ならびにイ」とあるのは「別表第14第１項第４号キにおいて読み替えて準用する別表第４第１項第４号エならびに別表第14第１項第10号において準用する別表第１第１項第４号オおよびイ」と、別表第２第11項第２号ア中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同号イ中「第４項第３号」とあるのは「別表第12第１項第10号」と、同号ウ中「第６項第５号　」とあるのは「別表第12第１項第６号」と、同号エ中「次項第１号」とあるのは「別表第12第１項第10号において準用する次項第１号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第12第１項第10号」と、同表第12項第１号イ中「もしくは特例介護給付費または療養介護医療費」とあるのは「または特例介護給付費」と読み替えるものとする。

２　日中サービス支援型指定共同生活援助の事業

(1)　～(7)　省略

(8)　別表第１第１項第４号（エならびにキ（イ）から（オ）まで、

（キ）および（ク）を除く。）、第５号（ウおよびエを除く。）、第６号エ（キ）から（ケ）まで、第７号（イ（エ）を除く。）、第８号、第９号エ、第10号および第12号から第16号（アに限る。）まで、別表第２第６項第１号から第４号（アを除く。）まで、第９項第１号および第２号ならびに第10項から第12項（第１号に限る。）まで、別表第３第１項第７号イおよび第８号ア、別表第４第１項第４号エ、別表第５第６項第２号ア、別表第８第１項第４号エおよびオならびに前項第４号（キを除く。）、第５号（イを除く。）、第６号（イを除く。）および第９号（ウを除く。）の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、別表第１第１項第４号ア中「第７号ア」とあるのは「別表第14第２項第８号において準用する第７号ア」と、同号キ（コ）中「その都度、当該」とあるのは「当該」と、同項第５号イ中「ウ（ア）から（ウ）まで」とあるのは「別表第14第２項第８号において準用する同表第１項第５号ア（ア）から（ウ）まで」と、同項第７号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに入居定員、入居に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号イ（オ）中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、別表第２第６項第１号、第２号および第４号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第３号中「業務を」とあるのは「業務および利用者が自立した社会生活を営むことができるようにするための指定生活介護事業所等との連絡調整を」と、同号アおよびイ中「心身」とあるのは「身体および精神」と、同項

（キ）および（ク）を除く。）、第５号（ウおよびエを除く。）、第６号エ（キ）から（ケ）まで、第７号（イ（エ）を除く。）、第８号、第９号エ、第10号、第12号から第16号（アに限る。）までおよび第17号、別表第２第６項第１号から第４号（アを除く。）まで、第９項第１号および第２号ならびに第10項から第12項（第１号に限る。）まで、別表第３第１項第７号イおよび第８号ア、別表第４第１項第４号エ、別表第５第６項第２号ア、別表第８第１項第４号エおよびオならびに前項第４号（キを除く。）、第５号（イを除く。）、第６号（イを除く。）および第９号（ウを除く。）の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、別表第１第１項第４号ア中「第７号ア」とあるのは「別表第14第２項第８号において準用する第７号ア」と、同号キ（コ）中「その都度、当該」とあるのは「当該」と、同項第５号イ中「ウ（ア）から（ウ）まで」とあるのは「別表第14第２項第８号において準用する同表第１項第５号ア（ア）から（ウ）まで」と、同項第７号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに入居定員、入居に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号イ（オ）中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同項第17号ア中「第４号オおよびキ（イ）ならびにイ」とあるのは「別表第14第２項第８号において準用する別表第１第１項第４号オおよびイならびに別表第14第２項第８号において読み替えて準用する別表第４第１項第４号エ」と、別表第２第６項第１号、第２号および第４号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援

第４号イただし書中「利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務について」とあるのは「生活支援員の業務にあっては、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が業務の管理および指揮命令を確実に行うことができる場合」と、同表第11項第２号ア中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同号イ中「第４項第３号」とあるのは「別表第14第２項第８号」と、同号ウ中「第６項第５号」とあるのは「別表第14第２項第８号」と、同号エ中「次項第１号」とあるのは「別表第14第２項第８号において準用する次項第１号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第14第２項第８号」と、同表第12項第１号イ中「もしくは特例介護給付費または療養介護医療費」とあるのは「または特例介護給付費」と、別表第３第１項第８号ア中「第34条の９第１項第11号」とあるのは「第34条の19第１項第12号」と、別表第４第１項第４号エ中「入所に」とあるのは「入居に」と、「入所の」とあるのは「入居の」と、「退所」とあるのは「退居」と、別表第５第６項第２号ア中「自立した日常生活または社会生活」とあるのは「地域において日常生活」と、「身体その他」とあるのは「身体および精神」と、別表第８第１項第４号エ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同号オ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る」

型共同生活援助計画」と、同項第３号中「業務を」とあるのは「業務および利用者が自立した社会生活を営むことができるようにするための指定生活介護事業所等との連絡調整を」と、同号アおよびイ中「心身」とあるのは「身体および精神」と、同項第４号イただし書中「利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務について」とあるのは「生活支援員の業務にあっては、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が業務の管理および指揮命令を確実に行うことができる場合」と、同表第11項第２号ア中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同号イ中「第４項第３号」とあるのは「別表第14第２項第８号」と、同号ウ中「第６項第５号」とあるのは「別表第14第２項第８号」と、同号エ中「次項第１号」とあるのは「別表第14第２項第８号において準用する次項第１号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第14第２項第８号」と、同表第12項第１号イ中「もしくは特例介護給付費または療養介護医療費」とあるのは「または特例介護給付費」と、別表第３第１項第８号ア中「第34条の９第１項第11号」とあるのは「第34条の19第１項第12号」と、別表第４第１項第４号エ中「入所に」とあるのは「入居に」と、「入所の」とあるのは「入居の」と、「退所」とあるのは「退居」と、別表第５第６項第２号ア中「自立した日常生活または社会生活」とあるのは「地域において日常生活」と、「身体その他」とあるのは「身体および精神」と、別表第８第１項第４号エ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的

と、前項第４号エ中「キ」とあるのは「次項第８号」と、同項第６号ア中「イ」とあるのは「次項第８号」と読み替えるものとする。

３　外部サービス利用型指定共同生活援助の事業

(1)～(4)　省略

(5)　別表第１第１項第５号（ウおよびエを除く。）、第６号エ（キ）から（ケ）まで、第７号（イ（エ）を除く。）、第８号、第９号エ、第10号および第12号から第16号（アに限る。）まで、別表第２第６項第１号から第４号（アを除く。）まで、第８項（第２号を除く。）、第９項第１号および第２号ならびに第10項から第12項（第１号に限る。）まで、別表第３第１項第７号イおよび第８号ア、別表第４第１項第４号エ、別表第５第６項第２号ア、別表第８第１項第４号エおよびオならびに第１項第２号、第４号（キを除く。）、第５号ア、第６号ア（（ア）を除く。）、第７号、第８号（ウを除く。）および第９号（ウを除く。）の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、別表第１第１項第５号イ中「ウ（ア）から（ウ）まで」とあるのは「別表第14第３項第５号において準用する同表第１項第５号ア（ア）から（ウ）まで」と、同項第７号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに入居定員、受託居宅な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同号オ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る」と、前項第４号エ中「キ」とあるのは「次項第８号」と、同項第６号ア中「イ」とあるのは「次項第８号」と読み替えるものとする。

３　外部サービス利用型指定共同生活援助の事業

(1)～(4)　省略

(5)　別表第１第１項第５号（ウおよびエを除く。）、第６号エ（キ）から（ケ）まで、第７号（イ（エ）を除く。）、第８号、第９号エ、第10号、第12号から第16号（アに限る。）までおよび第17号、別表第２第６項第１号から第４号（アを除く。）まで、第８項（第２号を除く。）、第９項第１号および第２号ならびに第10項から第12項（第１号に限る。）まで、別表第３第１項第７号イおよび第８号ア、別表第４第１項第４号エ、別表第５第６項第２号ア、別表第８第１項第４号エおよびオならびに第１項第２号、第４号（キを除く。）、第５号ア、第６号ア（（ア）を除く。）、第７号、第８号（ウを除く。）および第９号（ウを除く。）の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、別表第１第１項第５号イ中「ウ（ア）から（ウ）まで」とあるのは「別表第14第３項第５号において準用する同表第１項第５号ア（ア）から（ウ）まで」と、同項第７号イ中「事項を」とあるのは「事項ならび

介護サービス事業者および受託居宅介護サービス事業所の名称および所在地、入居に当たっての留意事項ならびに非常災害対策を」と、同号イ（オ）中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、別表第２第６項第１号、第２号および第４号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第３号中「業務を」とあるのは「業務および利用者が自立した社会生活を営むことができるようにするための指定生活介護事業所等との連絡調整を」と、同号アおよびイ中「心身」とあるのは「身体および精神」と、同項第４号イ中「の従業者」とあるのは「または受託居宅介護サービス事業所の従業者」と、「こと。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」とあるのは「こと」と、同表第11項第２号ア中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同号イ中「第４項第３号」とあるのは「別表第14第３項第５号」と、同号ウ中「第６項第５号」とあるのは「別表第14第３項第５号」と、同号エ中「次項第１号」とあるのは「別表第14第３項第５号において準用する次項第１号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第14第３項第５号」と、同表第12項第１号イ中「もしくは特例介護給付費または療養介護医療費」とあるのは「または特例介護給付費」と、別表第３第１項第８号ア中「第34条の９第１項第11号」とあるのは「第34条の19第１項第12号」と、別表第４第１項第４号エ中「入所に」とあるのは「入居に」と、「入所の」とあるのは「入居の」と、「退所」とあるのは「退居」と、別表第５第６項第２号ア中「自立した日常生活または社会生活」とあるに入居定員、受託居宅介護サービス事業者および受託居宅介護サービス事業所の名称および所在地、入居に当たっての留意事項ならびに非常災害対策を」と、同号イ（オ）中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同項第17号ア中「第４号オおよびキ（イ）ならびにイ」とあるのは「別表第14第３項第３号カにおいて準用する別表第１第１項第４号オ、別表第14第３項第５号において準用するイおよび同号において読み替えて準用する別表第４第１項第４号エ」と、別表第２第６項第１号、第２号および第４号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第３号中「業務を」とあるのは「業務および利用者が自立した社会生活を営むことができるようにするための指定生活介護事業所等との連絡調整を」と、同号アおよびイ中「心身」とあるのは「身体および精神」と、同項第４号イ中「の従業者」とあるのは「または受託居宅介護サービス事業所の従業者」と、「こと。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」とあるのは「こと」と、同表第11項第２号ア中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同号イ中「第４項第３号」とあるのは「別表第14第３項第５号」と、同号ウ中「第６項第５号」とあるのは「別表第14第３項第５号」と、同号エ中「次項第１号」とあるのは「別表第14第３項第５号において準用する次項第１号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第14第３項第５号」と、同表第12項第１号イ中「もしくは特例介護給付費または療養介護医療費」とあるのは「または特例介護給付費」と、別表第３第１項第８

のは「地域において日常生活」と、「身体その他」とあるのは「身体および精神」と、別表第８第１項第４号エ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同号オ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る」と、前項第４号エ中「キ」とあるのは「第３項第５号」と、同項第６号ア中「イ」とあるのは「第３項第５号」と、同項第７号ウ中「の従業者」とあるのは「および受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする

別表第15（第４条関係）　省略

別表第16（第４条関係）

離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する特例

１～４　省略

５　別表第１第１項第４号（エならびにキ（キ）および（ク）を除く。）、第５号（ウからオまでを除く。）、第６号エ（キ）から（ケ）まで、第７号（イ（イ）を除く。）、第８号、第９号エ、第10号および第12号か

号ア中「第34条の９第１項第11号」とあるのは「第34条の19第１項第12号」と、別表第４第１項第４号エ中「入所に」とあるのは「入居に」と、「入所の」とあるのは「入居の」と、「退所」とあるのは「退居」と、別表第５第６項第２号ア中「自立した日常生活または社会生活」とあるのは「地域において日常生活」と、「身体その他」とあるのは「身体および精神」と、別表第８第１項第４号エ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同号オ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る」と、前項第４号エ中「キ」とあるのは「第３項第５号」と、同項第６号ア中「イ」とあるのは「第３項第５号」と、同項第７号ウ中「の従業者」とあるのは「および受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

別表第15（第４条関係）　省略

別表第16（第４条関係）

離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する特例

１～４　省略

５　別表第１第１項第４号（エならびにキ（キ）および（ク）を除く。）、第５号（ウからオまでを除く。）、第６号エ（キ）から（ケ）まで、第７号（イ（イ）を除く。）、第８号、第９号エ、第10号、第12号から第

ら第16号（アに限る。）まで、別表第２第４項第１号、第６項（第５号を除く。）、第８項第１号、第９項（第３号および第４号を除く。）および第10項から第12項（第１号に限る。）までならびに別表第３第１項第２号、第６号および第７号（ウを除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、別表第１第１項第４号ア中「第７号ア」とあるのは「別表第16第５項において準用する第７号ア」と、同号カ中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費または特例訓練等給付費」と、同項第５号イ中「ウ（ア）から（ウ）まで」とあるのは「別表第16第６項から第８項までにおいて準用する別表第２第５項第１号アからウまで」と、同項第７号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号ウ中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計とを」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、同項第12号ウ中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、別表第２第６項第１号、第２号および第４号中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第２号コ中「６月」とあるのは「６月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画または特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあっては、３月）」と、同表第11項第２号ア中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同号イ中「第４項第３号」とあるのは「別表第16第５項」と、同号ウ中「第６項第５号　」

16号（アに限る。）までおよび第17号、別表第２第４項第１号、第６項（第５号を除く。）、第８項第１号、第９項（第３号および第４号を除く。）および第10項から第12項（第１号に限る。）までならびに別表第３第１項第２号、第６号および第７号（ウを除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、別表第１第１項第４号ア中「第７号ア」とあるのは「別表第16第５項において準用する第７号ア」と、同号カ中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費または特例訓練等給付費」と、同項第５号イ中「ウ（ア）から（ウ）まで」とあるのは「別表第16第６項から第８項までにおいて準用する別表第２第５項第１号アからウまで」と、同項第７号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号ウ中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計とを」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、同項第12号ウ中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、同項第17号ア中「第４号オ」とあるのは「別表第16第５項において準用する第４号オ」と、別表第２第６項第１号、第２号および第４号中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第２号コ中「６月」とあるのは「６月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画または特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあっては、３月）」と、同表第11項第２号ア中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サー

とあるのは「別表第16第５項」と、同号エ中「次項第１号」とあるのは「別表第16第５項において準用する次項第１号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第16第５項」と、同表第12項第１号イ中「介護給付費もしくは特例介護給付費または療養介護医療費」とあるのは「特例介護給付費または特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。 ６～９　省略	ビス計画」と、同号イ中「第４項第３号」とあるのは「別表第16第５項」と、同号ウ中「第６項第５号　」とあるのは「別表第16第５項　」と、同号エ中「次項第１号」とあるのは「別表第16第５項において準用する次項第１号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第16第５項」と、同表第12項第１号イ中「介護給付費もしくは特例介護給付費または療養介護医療費」とあるのは「特例介護給付費または特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。 ６～９　省略

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第５条関係）

旧	新
本則および付則　省略 別表（第４条関係） １～25　省略 （新設）	本則および付則 別表（第４条関係） １～25　省略 26　雑則 (1)　設置者およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この表において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。）で行うことが規定され、または想定されているもの（第４項第７号および第10号イならびに次号に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 (2)　設置者およびその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下この号において「交付等」という。）のうち、この表において書面で行うことが規定され、または想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代え

	て、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。この場合において、当該交付等の相手方が利用者であるときは、当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第６条関係）

旧	新
本則および付則　省略 別表第１（第４条関係） 　　療養介護の事業の設備および運営に関する基準 １～19　省略 （新設）	本則および付則　省略 別表第１（第４条関係） 　　療養介護の事業の設備および運営に関する基準 １～19　省略 20　雑則 (1)　療養介護事業者およびその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この表において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。）で行うことが規定され、または想定されているもの（次号に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 (2)　療養介護事業者およびその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下この号において「交付等」という。）のうち、この表において書面で行うことが規定され、または想定されて

	いるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。この場合において、当該交付等の相手方が利用者であるときは、当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。
別表第２（第４条関係）	別表第２（第４条関係）
生活介護の事業の設備および運営に関する基準	生活介護の事業の設備および運営に関する基準
１～10　省略	１～10　省略
11　別表第１第６項、第７項、第９項第１号、第10項、第11項および第13項から第18項までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、同表第７項第１号、第２号および第４号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同表第10項第２号中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスを提供する日および時間ならびに通常の事業の実施地域を」と、同表第15項第２号ア中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同号イ中「第７項第４号カ」とあるのは「別表第２第11項において準用する第７項第４号カ」と、同号ウ中「第17項第２号」とあるのは「別表第２第11項において準用する第17項第２号」と、同号エ中「第18項第２号」とあるのは「別表第２第11項において準用する第18項第２号」と読み替えるものとする。	11　別表第１第６項、第７項、第９項第１号、第10項、第11項、第13項から第18項までおよび第20項の規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、同表第７項第１号、第２号および第４号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同表第10項第２号中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスを提供する日および時間ならびに通常の事業の実施地域を」と、同表第15項第２号ア中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同号イ中「第７項第４号カ」とあるのは「別表第２第11項において準用する第７項第４号カ」と、同号ウ中「第17項第２号」とあるのは「別表第２第11項において準用する第17項第２号」と、同号エ中「第18項第２号」とあるのは「別表第２第11項において準用する第18項第２号」と読み替えるものとする。
別表第３（第４条関係）	別表第３（第４条関係）
自立訓練（機能訓練）の事業の設備および運営に関する基準	自立訓練（機能訓練）の事業の設備および運営に関する基準
１～４　省略	１～４　省略

５　別表第１第３項（第２号を除く。）、第５項から第７項まで、第９項第１号、第10項から第12項（第４号を除く。）までおよび第13項から第19項までならびに別表第２第２項（第３号を除く。）、第３項（第４号を除く。）、第５項第１号、第７項第３号および第４号、第８項、第９項（第３号を除く。）ならびに第10項第１号の規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、別表第１第７項第１号、第２号および第４号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第２号コ中「６月」とあるのは「３月」と、同表第10項第２号中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスを提供する日および時間ならびに通常の事業の実施地域を」と、同表第12項第３号中「他の専門の医療機関」とあるのは「医療機関」と、同表第15項第２号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同号イ中「第７項第４号カ」とあるのは「別表第３第５項において準用する第７項第４号カ」と、同号ウ中「第17項第２号」とあるのは「別表第３第５項において準用する第17項第２号」と、同号エ中「第18項第２号」とあるのは「別表第３第５項において準用する第18項第２号」と読み替えるものとする。	５　別表第１第３項（第２号を除く。）、第５項から第７項まで、第９項第１号、第10項から第12項（第４号を除く。）までおよび第13項から第20項までならびに別表第２第２項（第３号を除く。）、第３項（第４号を除く。）、第５項第１号、第７項第３号および第４号、第８項、第９項（第３号を除く。）ならびに第10項第１号の規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、別表第１第７項第１号、第２号および第４号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第２号コ中「６月」とあるのは「３月」と、同表第10項第２号中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスを提供する日および時間ならびに通常の事業の実施地域を」と、同表第12項第３号中「他の専門の医療機関」とあるのは「医療機関」と、同表第15項第２号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同号イ中「第７項第４号カ」とあるのは「別表第３第５項において準用する第７項第４号カ」と、同号ウ中「第17項第２号」とあるのは「別表第３第５項において準用する第17項第２号」と、同号エ中「第18項第２号」とあるのは「別表第３第５項において準用する第18項第２号」と読み替えるものとする。
別表第４（第４条関係）	別表第４（第４条関係）
自立訓練（生活訓練）の事業の設備および運営に関する基準	自立訓練（生活訓練）の事業の設備および運営に関する基準
１～４　省略	１～４　省略
５　別表第１第５項から第７項まで、第９項第１号、第10項から第12項（第４号を除く。）までおよび第13項から第19項まで、別表第２第２項第２	５　別表第１第５項から第７項まで、第９項第１号、第10項から第12項（第４号を除く。）までおよび第13項から第20項まで、別表第２第２項第２

号、第５項第１号、第７項第３号および第４号、第８項、第９項（第３号を除く。）ならびに第10項第１号ならびに別表第３第３項および第４項の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、別表第１第７項第１号、第２号および第４号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第２号コ中「６月」とあるのは「３月」と、同表第10項第２号中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスを提供する日および時間ならびに通常の事業の実施地域を」と、同表第12項第３号中「他の専門の医療機関」とあるのは「医療機関」と、同表第15項第２号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同号イ中「第７項第４号カ」とあるのは「別表第４第５項において準用する第７項第４号カ」と、同号ウ中「第17項第２号」とあるのは「別表第４第５項において準用する第17項第２号」と、同号エ中「第18項第２号」とあるのは「別表第４第５項において準用する第18項第２号」と、別表第２第２項第２号中「６人」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）にあっては６人以上、宿泊型自立訓練にあっては10人」と読み替えるものとする。

別表第５（第４条関係）

就労移行支援の事業の設備および運営に関する基準

１～５　省略

６　別表第１第３項（第２号を除く。）、第５項から第７項まで、第９項第１号、第10項から第12項（第４号を除く。）までおよび第13項から第19項まで、別表第２第２項（第３号を除く。）、第３項、第５項第１号、

号、第５項第１号、第７項第３号および第４号、第８項、第９項（第３号を除く。）ならびに第10項第１号ならびに別表第３第３項および第４項の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、別表第１第７項第１号、第２号および第４号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第２号コ中「６月」とあるのは「３月」と、同表第10項第２号中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスを提供する日および時間ならびに通常の事業の実施地域を」と、同表第12項第３号中「他の専門の医療機関」とあるのは「医療機関」と、同表第15項第２号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同号イ中「第７項第４号カ」とあるのは「別表第４第５項において準用する第７項第４号カ」と、同号ウ中「第17項第２号」とあるのは「別表第４第５項において準用する第17項第２号」と、同号エ中「第18項第２号」とあるのは「別表第４第５項において準用する第18項第２号」と、別表第２第２項第２号中「６人」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）にあっては６人以上、宿泊型自立訓練にあっては10人」と読み替えるものとする。

別表第５（第４条関係）

就労移行支援の事業の設備および運営に関する基準

１～５　省略

６　別表第１第３項（第２号を除く。）、第５項から第７項まで、第９項第１号、第10項から第12項（第４号を除く。）までおよび第13項から第20項まで、別表第２第２項（第３号を除く。）、第３項、第５項第１号、

第７項（第３号および第４号を除く。）から第９項（第３号を除く。）までおよび第10項第１号ならびに別表第３第３項の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、別表第１第７項第１号、第２号および第４号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第２号コ中「６月」とあるのは「３月」と、同表第10項第２号中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスを提供する日および時間ならびに通常の事業の実施地域を」と、同表第12項第３号中「他の専門の医療機関」とあるのは「医療機関」と、同表第15項第２号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同号イ中「第７項第４号カ」とあるのは「別表第５第６項において準用する第７項第４号カ」と、同号ウ中「第17項第２号」とあるのは「別表第５第６項において準用する第17項第２号」と、同号エ中「第18項第２号」とあるのは「別表第５第６項において準用する第18項第２号」と、別表第２第２項第１号中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

別表第６（第４条関係）

就労継続支援Ａ型の事業の設備および運営に関する基準

１～９　省略

10　別表第１第３項（第２号を除く。）、第５項から第７項まで、第９項第１号、第10項から第12項（第４号を除く。）までおよび第13項から第19項まで、別表第２第５項第１号、第８項、第９項（第３号を除く。）および第10項第１号、別表第３第３項ならびに別表第５第４項

第７項（第３号および第４号を除く。）から第９項（第３号を除く。）までおよび第10項第１号ならびに別表第３第３項の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、別表第１第７項第１号、第２号および第４号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第２号コ中「６月」とあるのは「３月」と、同表第10項第２号中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスを提供する日および時間ならびに通常の事業の実施地域を」と、同表第12項第３号中「他の専門の医療機関」とあるのは「医療機関」と、同表第15項第２号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同号イ中「第７項第４号カ」とあるのは「別表第５第６項において準用する第７項第４号カ」と、同号ウ中「第17項第２号」とあるのは「別表第５第６項において準用する第17項第２号」と、同号エ中「第18項第２号」とあるのは「別表第５第６項において準用する第18項第２号」と、別表第２第２項第１号中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

別表第６（第４条関係）

就労継続支援Ａ型の事業の設備および運営に関する基準

１～９　省略

10　別表第１第３項（第２号を除く。）、第５項から第７項まで、第９項第１号、第10項から第12項（第４号を除く。）までおよび第13項から第20項まで、別表第２第５項第１号、第８項、第９項（第３号を除く。）および第10項第１号、別表第３第３項ならびに別表第５第４項

および第５項（第５号を除く。）の規定は、就労継続支援Ａ型の事業について準用する。この場合において、別表第１第７項第１号、第２号および第４号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と、同表第10項第２号中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスを提供する日および時間、通常の事業の実施地域ならびに利用者の賃金および工賃ならびに労働時間および作業時間を」と、同表第12項第３号中「他の専門の医療機関」とあるのは「医療機関」と、同表第15項第２号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と、同号イ中「第７項第４号カ」とあるのは「別表第６第10項において準用する第７項第４号カ」と、同号ウ中「第17項第２号」とあるのは「別表第６第10項において準用する第17項第２号」と、同号エ中「第18項第２号」とあるのは「別表第６第10項において準用する第18項第２号」と、別表第５第４項第１号中「第６項」とあるのは「別表第６第10項」と、「就労移行支援計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と、「受入先を確保すること」とあるのは「受入先の確保に努めること」と、同表第５項第１号中「を支援する」とあるのは「の支援に努める」と読み替えるものとする。

別表第７（第４条関係）

就労継続支援Ｂ型の事業の設備および運営に関する基準

１および２　省略

３　別表第１第３項（第２号を除く。）、第４項第２号、第６号から第10号までおよび第12号から第15号まで、第５項から第７項（第４号ウ

および第５項（第５号を除く。）の規定は、就労継続支援Ａ型の事業について準用する。この場合において、別表第１第７項第１号、第２号および第４号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と、同表第10項第２号中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスを提供する日および時間、通常の事業の実施地域ならびに利用者の賃金および工賃ならびに労働時間および作業時間を」と、同表第12項第３号中「他の専門の医療機関」とあるのは「医療機関」と、同表第15項第２号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と、同号イ中「第７項第４号カ」とあるのは「別表第６第10項において準用する第７項第４号カ」と、同号ウ中「第17項第２号」とあるのは「別表第６第10項において準用する第17項第２号」と、同号エ中「第18項第２号」とあるのは「別表第６第10項において準用する第18項第２号」と、別表第５第４項第１号中「第６項」とあるのは「別表第６第10項」と、「就労移行支援計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と、「受入先を確保すること」とあるのは「受入先の確保に努めること」と、同表第５項第１号中「を支援する」とあるのは「の支援に努める」と読み替えるものとする。

別表第７（第４条関係）

就労継続支援Ｂ型の事業の設備および運営に関する基準

１および２　省略

３　別表第１第３項（第２号を除く。）、第４項第２号、第６号から第10号までおよび第12号から第15号まで、第５項から第７項（第４号ウ

を除く。）まで、第９項第１号、第10項から第12項（第４号を除く。）までならびに第13項から第19項まで、別表第２第２項第１号、第３項第１号から第３号まで、第４項第７号および第８号、第５項第１号、第８項、第９項（第３号を除く。）ならびに第10項第１号、別表第３第２項第５号および第３項、別表第５第３項第３号および第５号、第４項ならびに第５項（第５号を除く。）ならびに別表第６第３項第４号、第４項第１号および第５項（第３号を除く。）の規定は、就労継続支援Ｂ型の事業について準用する。この場合において、別表第１第４項第７号中「前３号」とあるのは「別表第７第３項において準用する前号および別表第６第５項第２号」と、同項第10号中「生活支援員およびサービス管理責任者」とあるのは「サービス管理責任者」と、同表第７項第１号、第２号および第４号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、同表第10項第２号中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスを提供する日および時間ならびに通常の事業の実施地域を」と、同表第12項第３号中「他の専門の医療機関」とあるのは「医療機関」と、同表第15項第２号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、同号イ中「第７項第４号カ」とあるのは「別表第７第３項において準用する第７項第４号カ」と、同号ウ中「第17項第２号」とあるのは「別表第７第３項において準用する第17項第２号」と、同号エ中「第18項第２号」とあるのは「別表第７第３項において準用する第18項第２号」と、別表第２第４項第８号中「もしくは同法」とあるのは「、同法」と、「者または」とあるのは「者もしくは企業を経営した経験を有する者または」と、別表第

を除く。）まで、第９項第１号、第10項から第12項（第４号を除く。）までならびに第13項から第20項まで、別表第２第２項第１号、第３項第１号から第３号まで、第４項第７号および第８号、第５項第１号、第８項、第９項（第３号を除く。）ならびに第10項第１号、別表第３第２項第５号および第３項、別表第５第３項第３号および第５号、第４項ならびに第５項（第５号を除く。）ならびに別表第６第３項第４号、第４項第１号および第５項（第３号を除く。）の規定は、就労継続支援Ｂ型の事業について準用する。この場合において、別表第１第４項第７号中「前３号」とあるのは「別表第７第３項において準用する前号および別表第６第５項第２号」と、同項第10号中「生活支援員およびサービス管理責任者」とあるのは「サービス管理責任者」と、同表第７項第１号、第２号および第４号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、同表第10項第２号中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスを提供する日および時間ならびに通常の事業の実施地域を」と、同表第12項第３号中「他の専門の医療機関」とあるのは「医療機関」と、同表第15項第２号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、同号イ中「第７項第４号カ」とあるのは「別表第７第３項において準用する第７項第４号カ」と、同号ウ中「第17項第２号」とあるのは「別表第７第３項において準用する第17項第２号」と、同号エ中「第18項第２号」とあるのは「別表第７第３項において準用する第18項第２号」と、別表第２第４項第８号中「もしくは同法」とあるのは「、同法」と、「者または」とあるのは「者もしくは企業を経営した経験を有する者または」と、別表第

５第４項第１号中「第６項」とあるのは「別表第７第３項」と、「就労移行支援計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、「受入先を確保すること」とあるのは「受入先の確保に努めること」と、同表第５項第１号中「を支援する」とあるのは「の支援に努める」と読み替えるものとする。 別表第８　省略	５第４項第１号中「第６項」とあるのは「別表第７第３項」と、「就労移行支援計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、「受入先を確保すること」とあるのは「受入先の確保に努めること」と、同表第５項第１号中「を支援する」とあるのは「の支援に努める」と読み替えるものとする。 別表第８　省略

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第７条関係）

旧	新
本則および付則　省略 別表（第２条関係） １～17　省略	本則および付則　省略 別表（第２条関係） １～17　省略 18　雑則 (1)　設置者およびその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この表において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。）で行うことが規定され、または想定されているもの（次号に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 (2)　設置者およびその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下この号において「説明等」という。）のうち、この表において書面で行うことが規定され、または想定されているものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。この場合において、当該説明等の相手方が利用者であるときは、当該利用者に係る障害の特定に応じた適切な配慮をしなければならない。

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第８条関係）

旧	新
本則および付則　省略 別表（第２条関係） １～16　省略	本則および付則　省略 別表（第２条関係） １～16　省略 17　雑則 (1)　設置者およびその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この表において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。）で行うことが規定され、または想定されているもの（次号に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 (2)　設置者およびその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下この号において「説明等」という。）のうち、この表において書面で行うことが規定され、または想定されているものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。この場合において、当該説明等の相手方が利用者であるときは、当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮しなければならない。

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表

（第９条関係）

旧	新
本則および付則　省略 別表（第３条関係） １～25　省略 （新設）	本則および付則　省略 別表（第３条関係） １～25　省略 26　雑則 (1)　設置者およびその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この表において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。）で行うことが規定され、または想定されているもの（次号に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 (2)　設置者およびその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下この号において「交付等」という。）のうち、この表において書面で行うことが規定され、または想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識する

	ことができない方法をいう。）によることができる。この場合において、当該交付等の相手方が利用者であるときは、当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第10条関係）

旧	新
本則および付則　省略 別表（第３条関係） １～14　省略 （新設）	本則および付則　省略 別表（第３条関係） １～14　省略 15　設置者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この表において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。）で行うことが規定され、または想定されているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。